

「災害等緊急時における有効な通信手段としての 公衆電話の在り方」 参考資料

【目次】

1. 公衆電話に関するデータ等
2. 公衆電話の利用動向調査結果
3. 被災地6市町村における公衆電話の利用動向調査結果

1. 公衆電話に関するデータ等

**【大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方
に関する検討会における検討状況】**

第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方

2. 被災地や避難場所等における通信手段の確保・提供等

(2) 避難場所等における有効な通信手段の事前配備

- 災害時に、被災地等で早期に通信手段を確保するためには、発災後に必要な通信手段を提供するだけでなく、避難場所として想定される場所や重要拠点(自治体施設等)には、あらかじめ必要な通信手段を整備することも重要である。
- この点、今回の震災では、公衆電話、無線LAN、衛星端末等が有効な通信手段として機能したと考えられるため、衛星携帯電話の普及促進、衛星インターネットの高速・大容量化、防災拠点における一体的整備、国等による迅速な衛星端末等の貸与など、今後の整備及び活用の在り方について、引き続き検討を行うことが必要である。
- 特に公衆電話は、全数が災害時優先電話として扱われており、今回の震災において首都圏で生じた帰宅困難者の通信手段としても重要な役割を果たしたこと等を踏まえ、ユニバーサルサービス制度における第一種公衆電話の設置・維持の在り方について検討を行うことが必要である。

(略)

第6章 アクションプラン

1. 本検討会での検討を受けて各主体が今後速やかに取り組むべき事項

① 国・自治体を中心となり取り組むべき事項

【第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方】関係

(略)

- 災害時等における通信手段として重要な公衆電話について、ユニバーサルサービス制度における第一種公衆電話の設置・維持の在り方を検討

大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会における検討状況

■ 下記内容を盛り込んだ最終取りまとめ(案)について、平成23年12月14日(水)までパブリック・コメントを実施。

■ 緊急時の輻輳状態への対応の在り方

- 音声通話の確保
- 音声通話以外の通信手段の充実・改善
- 災害時の通信手段に関する利用者等への情報提供
- 輻輳に強いネットワークの実現

→ 交換機等の設計容量の見直し、災害用伝言サービスの高度化、緊急速報メールや放送メディアの活用、耐輻輳性を重視した技術開発等を提言

■ 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方

- 被災した通信設備の応急復旧対応

○ 被災地や避難場所等における通信手段の確保・提供等

- 電源の安定的な確保
- 緊急情報や被災状況等の情報提供

→ 通信設備の復旧に関するベストプラクティスの共有、避難所へのインターネット環境の設置の等の推進、基地局の無停電化やバッテリーの長時間化の推進、復旧エリアマップの充実・改善等を提言

■ 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方

- ネットワークの耐災害性向上
- 災害に即応できる体制整備

→ ネットワークの耐災害性向上のための研究開発、関係事業者における災害対応体制の検証・見直し等を提言

■ 今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の在り方

- インターネット接続機能の確保
- インターネットの効果的な活用
- クラウドサービスの活用
- 災害発生時に備えた通信事業者の協力体制の構築

→ 回線容量等の増強、行政機関等とポータルサイト等の運営事業者間での緊急時等の対応に関する協定の締結、自治体クラウドへの移行支援、緊急事態に備えた連絡体制の整備等を提言

【最終とりまとめ(案)関連部分抜粋】

(2) 避難場所等における有効な通信手段の事前配備

- 災害時に、被災地等で早期に通信手段を確保するためには、発災後に必要な通信手段を提供するだけでなく、避難場所として想定される場所や重要拠点(自治体施設等)には、あらかじめ必要な通信手段を整備することも重要である。
- この点、今回の震災では、公衆電話、無線LAN、衛星端末等が有効な通信手段として機能したと考えられる。
- 特に公衆電話は、全数が災害時優先電話として扱われており、今回の震災において首都圏で生じた帰宅困難者の通信手段としても重要な役割を果たしたことを踏まえ、現在情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会において災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方についての検討を行っているところであり、関係主体においては、その検討結果を踏まえ、必要な取組を進めていくべきである。

【東日本大震災における公衆電話の状況等】

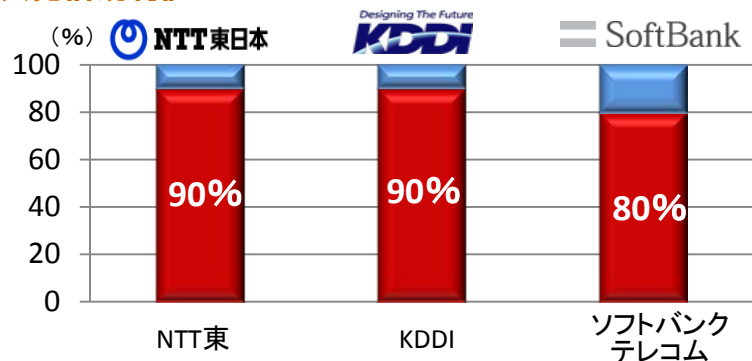
東日本大震災における通信の被災・輻輳状況

固定通信

輻輳状況

■各社で、固定電話について、最大80%~90%の規制を実施。

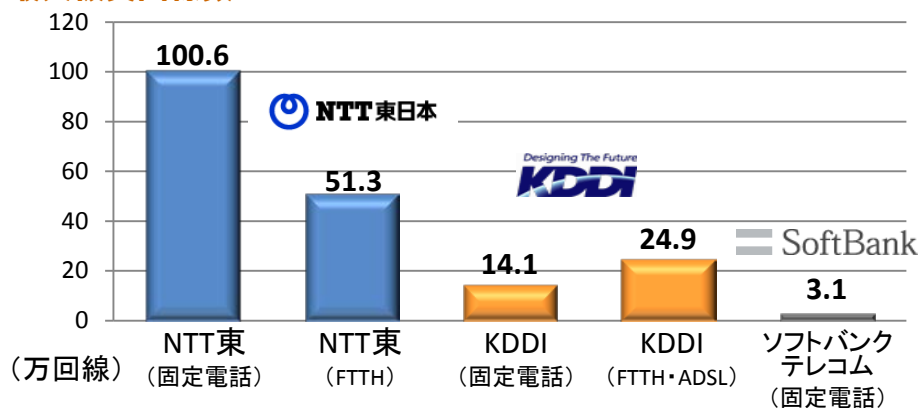
<最大発信規制値>



被災状況

■合計約190万回線の通信回線が被災。

<最大被災回線数>



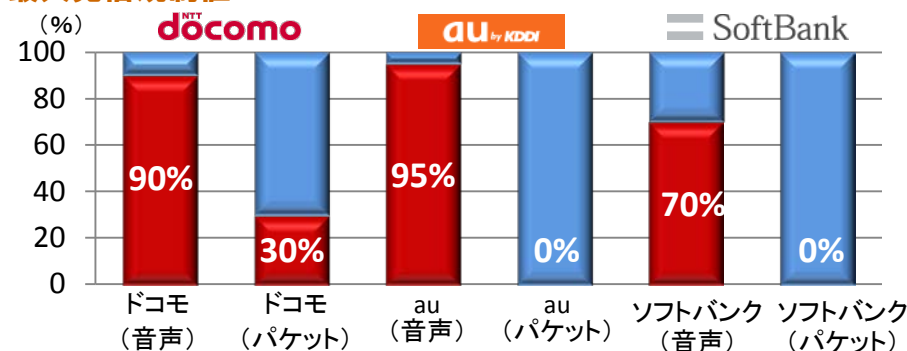
移动通信

輻輳状況

■各社で、音声では、最大70%~95%の規制を実施(※)。
■他方、パケットの規制は、非規制又は音声に比べ低い割合。

※イー・モバイルは音声・パケットとも規制を非実施

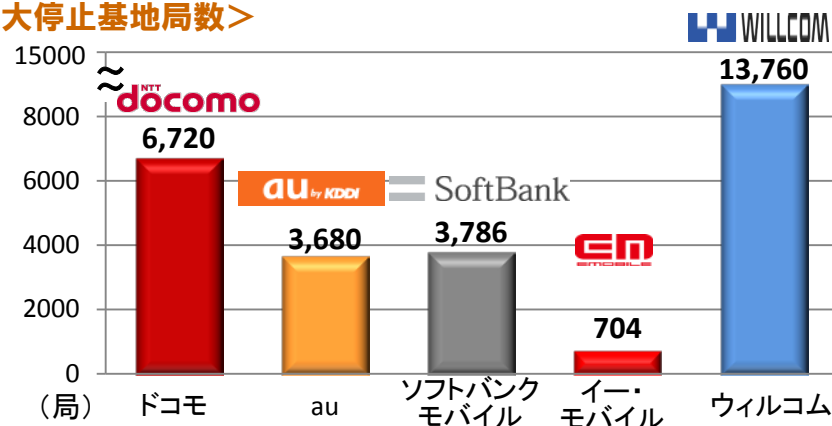
<最大発信規制値>



被災状況

■合計約2万9千局の基地局が停止。

<最大停止基地局数>

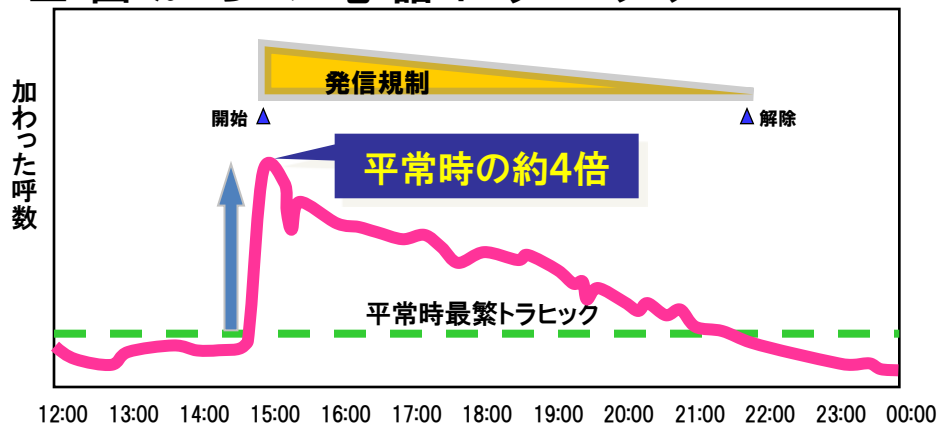


輻輳状況の例(NTT東日本)

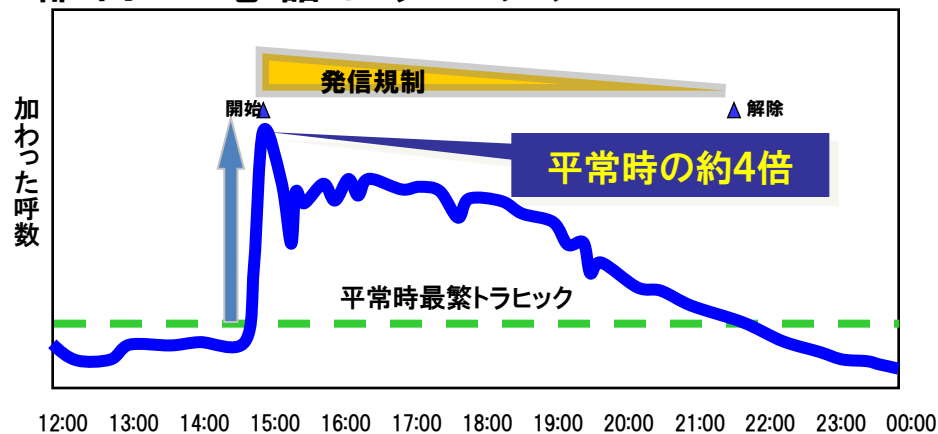
- 地震発生直後から、発信規制を実施し、被災地である東北エリア向けを中心に県単位で制御実施。
- その他エリア向けもトラヒック量に応じた制御を実施し、トラヒック量の減少に応じ都県単位で制御を解除。

東京都

全国からの電話トラヒック

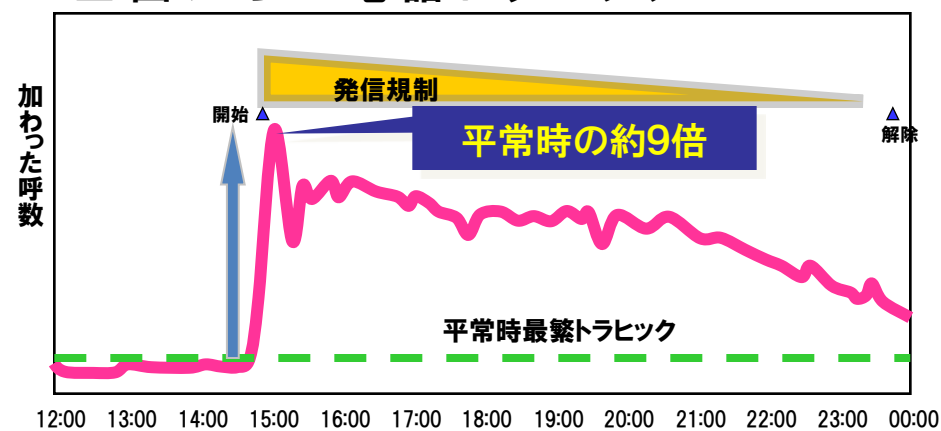


都内の電話トラヒック

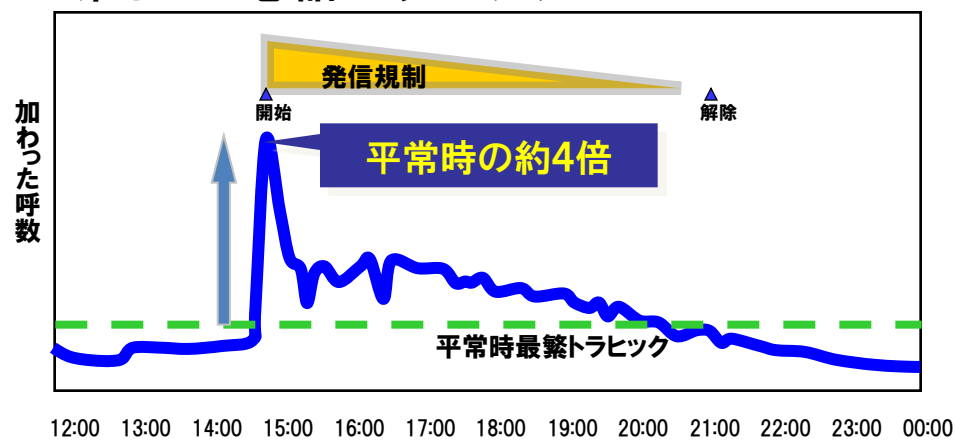


宮城県

全国からの電話トラヒック



県内の電話トラヒック



東日本大震災前後の常設の公衆電話の利用状況

	通信回数	
	3/11の対前日比	3月の対前年同月比
東日本全域	約10倍 (50万→500万回)	約1.3倍 (1,650万→2,200万回)
首都圏	約15倍 (27万→400万回)	約1.4倍 (1,000万→1,400万回)
岩手・宮城・福島	約6倍 (5万→30万回)	約1.5倍 (160万→250万回)

注 国際通話を除く通信全ての回数

東日本大震災におけるNTT東日本による常設の公衆電話の無料化の取組

都道県名	無料化の実施時期
① 岩手・宮城・福島	3 / 1 1 ●—————→ 4 / 1 4
② 青森・秋田・山形・茨城	3 / 1 1 ●————→ 3 / 25
③ 北海道・栃木・群馬・千葉・埼玉・東京・神奈川・新潟・長野・山梨	3 / 1 1 ●————→ 3 / 1 8

東日本大震災における特設公衆電話の都道府県別設置状況

都道府県名	合計			
	設置箇所数		設置台数	
		延べ数		延べ数
青森	0	11	0	11
岩手	7	178	9	493
宮城	71	445	221	2,063
秋田	6	12	6	13
山形	6	38	8	63
福島	16	121	20	261
茨城	0	105	0	278
栃木	3	48	4	143
群馬	6	33	11	63
埼玉	4	37	20	153
千葉	7	37	16	75
東京	2	16	5	65
神奈川	0	20	0	105
新潟	6	81	11	109
山梨	2	5	6	16
長野	2	15	3	19
合計	138	1,202	340	3,930



注 平成23年10月27日時点

平成23年台風12号に係る特設公衆電話の設置状況

	期間	設置箇所数	設置台数
和歌山県	平成23年9月5日～ 10月31日時点	延べ19箇所	延べ99台
三重県	平成23年9月5日～ 10月31日時点	延べ8箇所	延べ14台
奈良県	平成23年9月5日～ 9月24日時点	延べ6箇所	延べ34台
	合計	延べ33箇所	延べ147台

注 設置箇所・台数はNTT西日本HP掲載情報より集計

東日本大震災における常設の公衆電話の被災状況

東日本大震災では、収容局の被災等により、使用できなくなった公衆電話があった。

	最大値	現在
収容局の被災等	約5,820台	0台
流出・損壊	約690台	約550台

注1 平成23年10月11日時点。

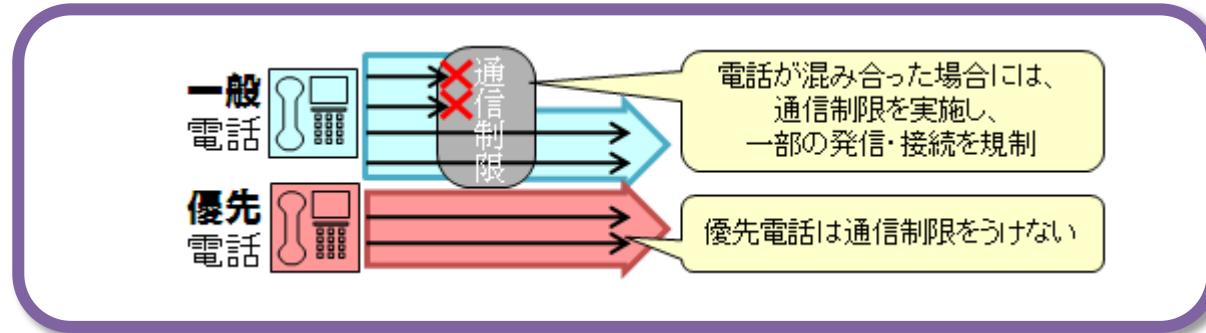
注2 流出・損壊した約550台については、受託者、土地所有者と相談のうえ、再設置可否を検討中。

注3 収容局の停電後、局給電が絶たれることにより使用できなくなった公衆電話もある。

災害等緊急時の公衆電話のメリット

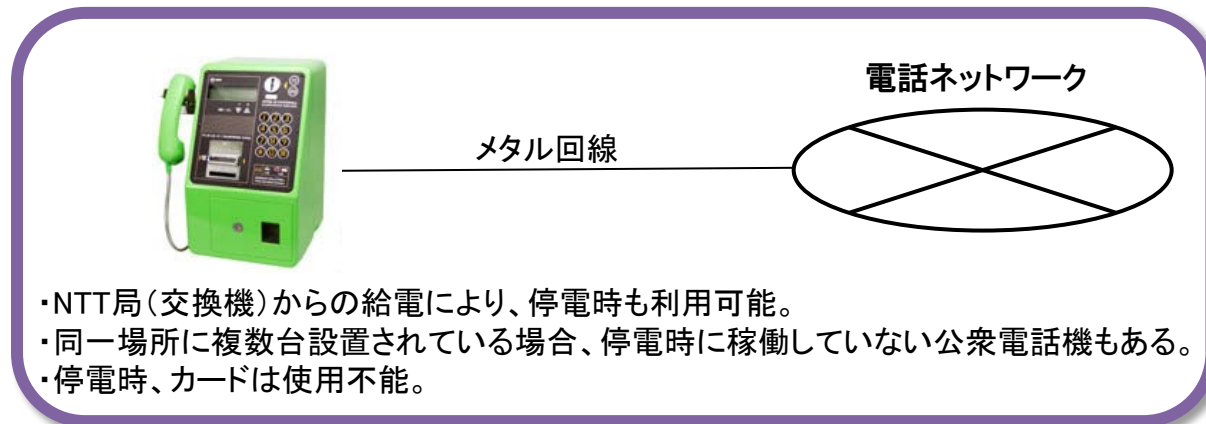
【災害時優先電話】

- 災害等の非常時に、発信呼に重要通信の識別信号を付すこと等により、通信規制の対象外となって、その発信呼が優先的に取り扱われる電話。



【局給電】

- 電話局の加入者交換機から電話回線を通じ、電話機が動作するための電力を供給する機能。事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第27条において、アナログ電話用設備に義務づけられている。この機能により、停電時でも通話を行うことが可能となる。

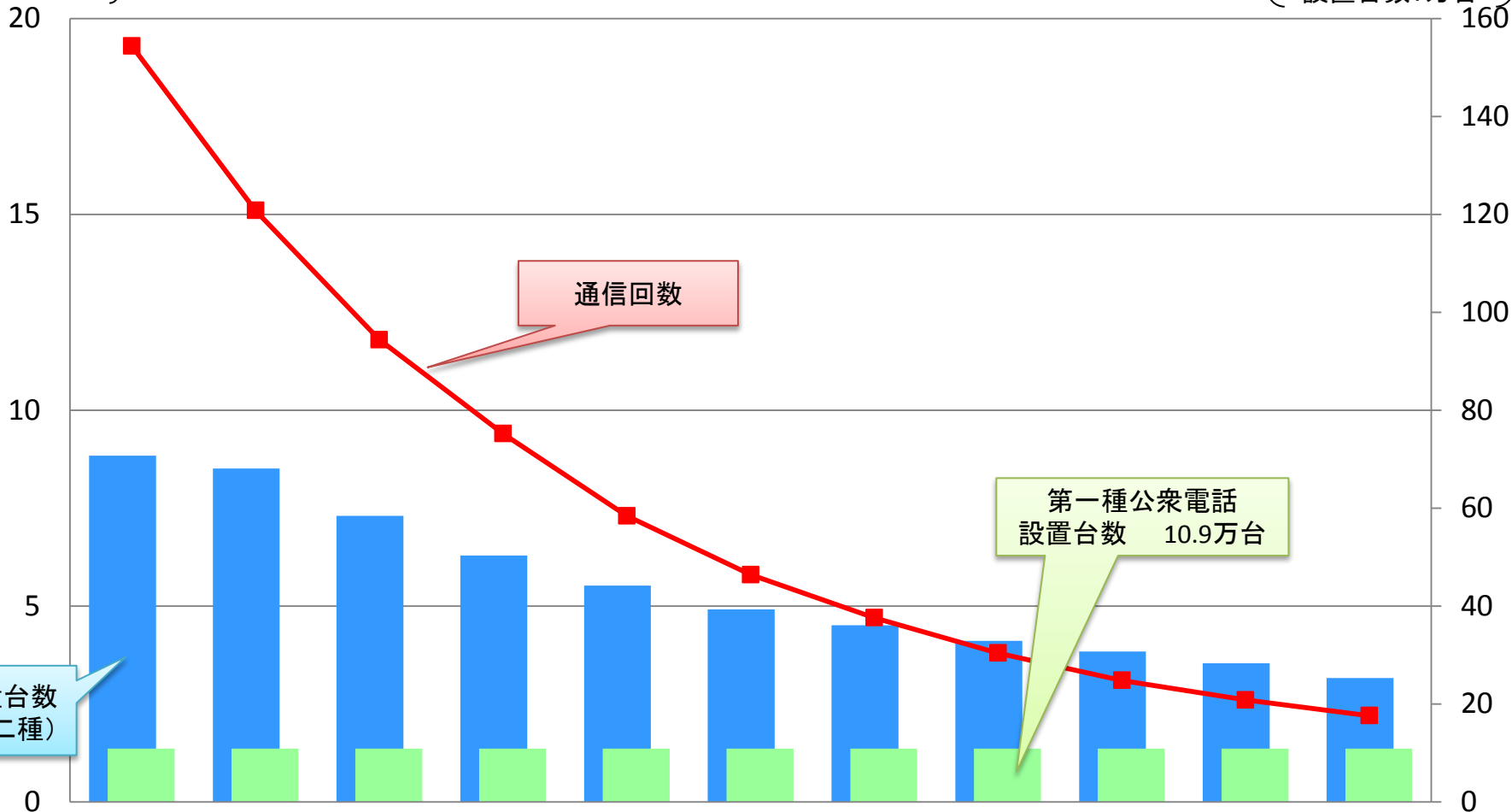


【常設の公衆電話の現状】

常設の公衆電話通信回数及び設置台数の推移【NTT東西合計】

〔通信回数：億回〕

公衆電話
設置台数：万台



公衆電話設置台数
(第一種+第二種)

通信回数

第一種公衆電話
設置台数 10.9万台

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
公衆電話設置台数 (万台) (第一種+第二種) ※1	70.7	68.1	58.4	50.3	44.2	39.3	36.1	32.9	30.7	28.3	25.3
通信回数 (億回) ※2	19.3	15.1	11.8	9.4	7.3	5.8	4.7	3.8	3.1	2.6	2.2

※1 各年度末時点の設置台数

※2 市内・県内市外通信の回数。

NTT東西における常設の公衆電話通信回数等(市内通話＋県内市外通話)の推移

1. 回数

(単位:千回)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
東日本	974,944	766,017	599,981	474,159	371,408	296,964	237,842	191,609	154,552	128,406	110,515
市内	816,355	643,881	505,343	399,892	314,104	251,665	202,323	163,424	132,077	110,012	94,625
県内市外	158,590	122,136	94,638	74,268	57,304	45,298	35,519	28,185	22,475	18,394	15,890
西日本	951,664	743,178	582,224	462,607	355,901	285,594	230,939	187,078	151,755	127,432	107,086
市内	783,246	616,510	484,612	385,709	298,031	240,367	195,254	158,948	129,470	109,027	91,834
県内市外	168,418	126,667	97,612	76,898	57,869	45,227	35,685	28,130	22,286	18,405	15,251
東西計	1,926,608	1,509,195	1,182,205	936,767	727,309	582,558	468,781	378,688	306,307	255,838	217,601
市内	1,599,601	1,260,391	989,955	785,601	612,135	492,032	397,577	322,373	261,546	219,039	186,460
県内市外	327,007	248,804	192,249	151,166	115,174	90,526	71,204	56,315	44,761	36,799	31,141

2. 時間

(単位:千時間)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
東日本	21,070	16,807	13,326	10,603	8,169	6,441	5,126	4,116	3,298	2,724	2,503
市内	16,500	13,226	10,507	8,358	6,436	5,070	4,042	3,251	2,606	2,156	1,977
県内市外	4,570	3,582	2,819	2,245	1,733	1,371	1,084	866	692	567	527
西日本	20,826	16,080	12,535	9,913	7,549	5,988	4,802	3,867	3,113	2,608	2,162
市内	15,933	12,340	9,638	7,621	5,812	4,631	3,727	3,018	2,439	2,048	1,701
県内市外	4,894	3,740	2,896	2,292	1,737	1,356	1,075	849	674	560	461
東西計	41,896	32,887	25,860	20,516	15,718	12,429	9,928	7,984	6,411	5,331	4,666
市内	32,432	25,566	20,145	15,979	12,248	9,701	7,769	6,269	5,045	4,204	3,678
県内市外	9,463	7,321	5,715	4,537	3,470	2,728	2,159	1,715	1,366	1,127	988

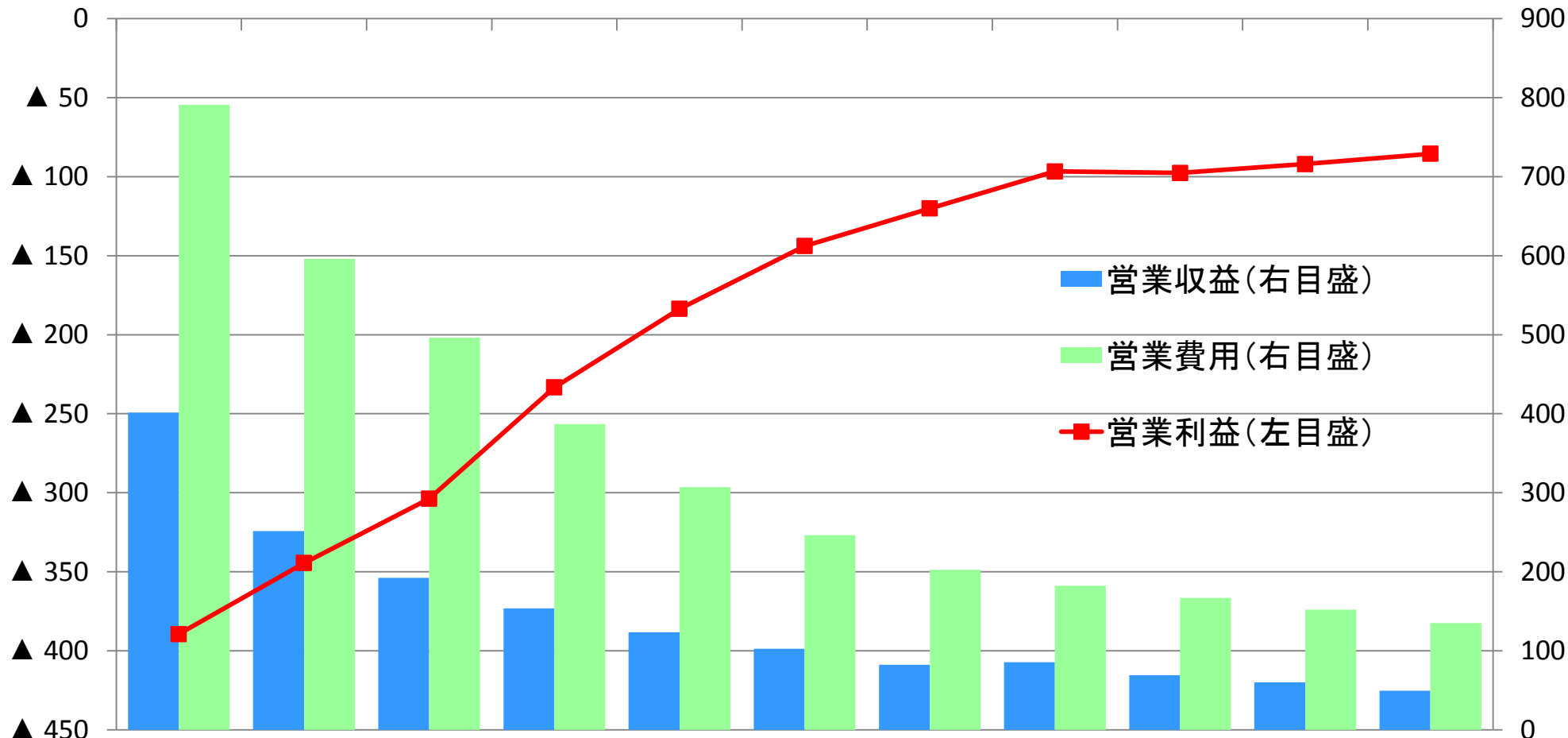
NTT東西平成23年度事業計画(常設の公衆電話関連部分抜粋)

	計画数	概要
NTT東日本	▲16千個	公衆電話については、戸外における最低限の通信手段の確保を図りつつ、低利用の公衆電話について見直しを進めることとする。また、車いす利用者用公衆電話ボックスの維持など、福祉サービスの提供に努める。
NTT西日本	▲14千個	公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段の観点から設置している公衆電話を維持しつつ、ご利用の少ない公衆電話の見直しを進めることとする。また、車いす利用者用公衆電話ボックスの継続的な維持など、福祉サービスの提供に努める。

常設の公衆電話収支の推移①【NTT東西合計】（公衆電話全体）

(単位: 億円)

(単位: 億円)



	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業収益	401	251	192	154	124	103	83	86	69	60	50
営業費用	791	596	496	387	307	246	203	182	167	152	135
営業利益	▲389	▲344	▲304	▲233	▲184	▲144	▲120	▲96	▲98	▲92	▲85

注1 指定電気通信役務損益明細表(H15以前は音声伝送役務損益明細表)(毎年6月末公表)より

注2 H19年度以降の営業収益には、別途ユニバーサルサービスに係る交付金及びテレホンカード前受金収入が計上される。(H19:31億円、H20:42億円、H21:55億円、H22:41億円)

注3 H19年度以降の営業費用には、別途ユニバーサルサービスに係る負担金及びテレホンカード引当金繰入額が計上される。(H19:8億円、H20:73億円、H21:102億円、H22:42億円)

常設の公衆電話収支の推移②【NTT東西合計】

<第一種公衆電話(市内通信、離島特別通信、緊急通報)>

単位:百万円

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業収益	2,801	2,363	2,054	1,842	1,683	1,542
営業費用	7,397	6,351	6,271	6,069	5,935	5,391
営業利益	▲4,597	▲3,987	▲4,217	▲4,227	▲4,252	▲3,850

注 基礎的電気通信役務収支表(毎年8月末公表)より

<常設の公衆電話全体>

単位:百万円

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業収益	40,136	25,144	19,244	15,374	12,363	10,253	8,252	11,670	11,116	11,503	9,058
営業費用	79,078	59,587	49,620	38,709	30,729	24,648	20,267	19,039	23,983	25,409	17,711
営業利益	▲38,942	▲34,443	▲30,376	▲23,335	▲18,366	▲14,395	▲12,014	▲7,368	▲12,866	▲13,905	▲8,653

注1 指定電気通信役務損益明細表(H15以前は音声伝送役務損益明細表)(毎年6月末公表)より

注2 H19年度以降の営業収益には、ユニバーサルサービスに係る交付金及びテレホンカード前受金収入を含む。(H19:31億円、H20:42億円、H21:55億円、H22:41億円)

注3 H19年度以降の営業費用には、ユニバーサルサービスに係る負担金及びテレホンカード引当金繰入額を含む。(H19:8億円、H20:73億円、H21:102億円、H22:42億円)

<参考:常設の公衆電話全体の「営業利益÷台数」>

単位:千円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1台当たりの営業利益(円)	▲33	▲22	▲42	▲49	▲34

第一種公衆電話利用額の分布【NTT東西合計】(H22年度、全通信ベース)

	1,000円／月 未満	2,000円／月 未満	3,000円／月 未満	4,000円／月 未満	6,000円／月 未満	10,000円／月 未満	10,000円／月 以上	合計
第一種公衆電話	35,697 <32.9%>	22,522 <20.7%>	15,611 <14.4%>	11,061 <10.2%>	12,012 <11.1%>	7,850 <7.2%>	3,902 <3.6%>	108,655 <100.0%>
(参考) H15年度 第一種公衆電話	9,350 <8.6%>	12,800 <11.8%>	11,920 <11.0%>	10,040 <9.2%>	(5,000円／月 未満) 8,650 <8.0%>	28,260 <26.0%>	27,640 <25.4%>	108,655 <100.0%>

注 < >内の数値は合計に占める構成比率。

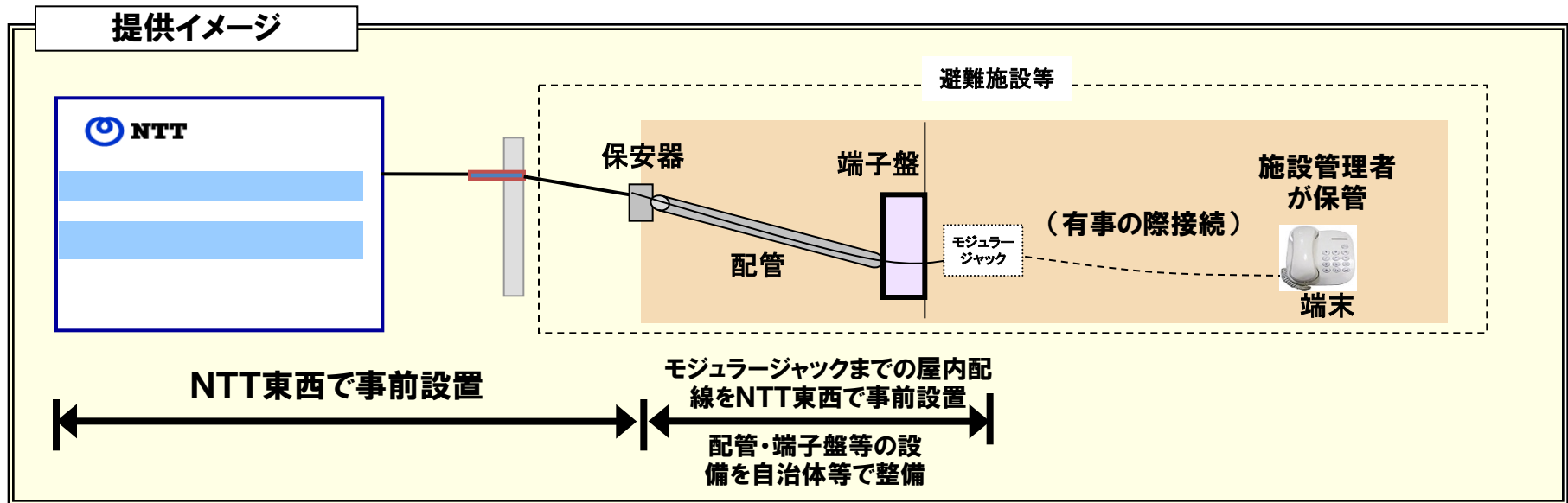
NTT東西による第一種公衆電話(市内通信)に係る経営効率化取組状況

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
営業費用の 前年度比増減額 【増減率】	NTT東	▲679百万円 【▲15.2%】	49百万円 【1.3%】	▲101百万円 【▲2.6%】	▲54百万円 【▲1.4%】	▲458百万円 【▲12.4%】
	NTT西	▲362百万円 【▲12.5%】	▲128百万円 【▲5.1%】	▲98百万円 【▲4.1%】	▲77百万円 【▲3.4%】	▲85百万円 【▲3.9%】
主な効率化施策	NTT東	・公衆電話機の保守及び減価償却に係る費用の減		・公衆電話機の保守等に係る費用の減		・公衆電話機等の保守等に係る費用の減
					・公衆電話機等に係る減価償却費の減	・公衆電話機等に係る減価償却費の減
		・テレホンカードの作成及び販売に係る費用の減			・テレホンカードの販売等に係る費用の減	・テレホンカードの販売等に係る費用の減
		・料金回収に係る費用の減	・料金回収に係る費用の減			
	NTT西	・公衆電話機の保守及び減価償却に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減	・公衆電話機の保守等に係る費用の減
		・テレホンカードの作成及び販売に係る費用の減			・テレホンカードの販売等に係る費用の減	・テレホンカードの販売等に係る費用の減
		・料金回収に係る費用の減	・料金回収に係る費用の減			

注 平成18年度～22年度における「基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について」(NTT東西)より、第一種公衆電話の市内通信に関する箇所を抜粋

【特設公衆電話の取組】

特設公衆電話(事前配備)についてのNTTの取組



概要	平時には設置しないが、避難所開設等の場合には端末の接続により利用ができる設備を事前に配備
対象	自治体の管理する避難所指定施設（小中学校・公民館等）で自治体の了解の得られるもの
利用開始の契機	大規模災害等の発生により、「災害救助法」が発動された場合又はこれに準じた状況の場合で、避難所の開設により利用を開始

<事前配備の主な概要>

回線設備	モジュージャックまで事前設置し、電話機を接続により利用可能
端末	単体電話機
設置台数基準	1～5台（避難施設規模等による）
通話料	無料
通話規制等	災害時優先指定

(参考) 東日本大震災以前の設置状況

都道府県	箇所数	回線数
1都7県 (東京、山梨、岩手、 栃木、神奈川、茨城、 宮城、静岡)	3,056箇所	10,272回線

特設公衆電話の設置・維持費用

これまでNTT東西において以下の費用を負担している。

初期費用	1箇所1回線当たり約27,000円 ※1 ※2
平時の維持費用	月額約1,500円／回線

※1 回線工事費は1箇所3回線程度までは同一の費用で対応可能。

※2 なお、この他に、配管等に係る工事費について、管理者負担が発生。

NTT東日本による都内セブンイレブン店舗への特設公衆電話(事前配備)等の設置

NTT東日本は、(株)セブン&アイ・ホールディングスと連携し、主に災害時の帰宅困難者向けの連絡手段として、東京都23区内の全セブンイレブン約1,200店舗に特設公衆電話等を設置する予定。

〈参考：NTT東日本HPより〉

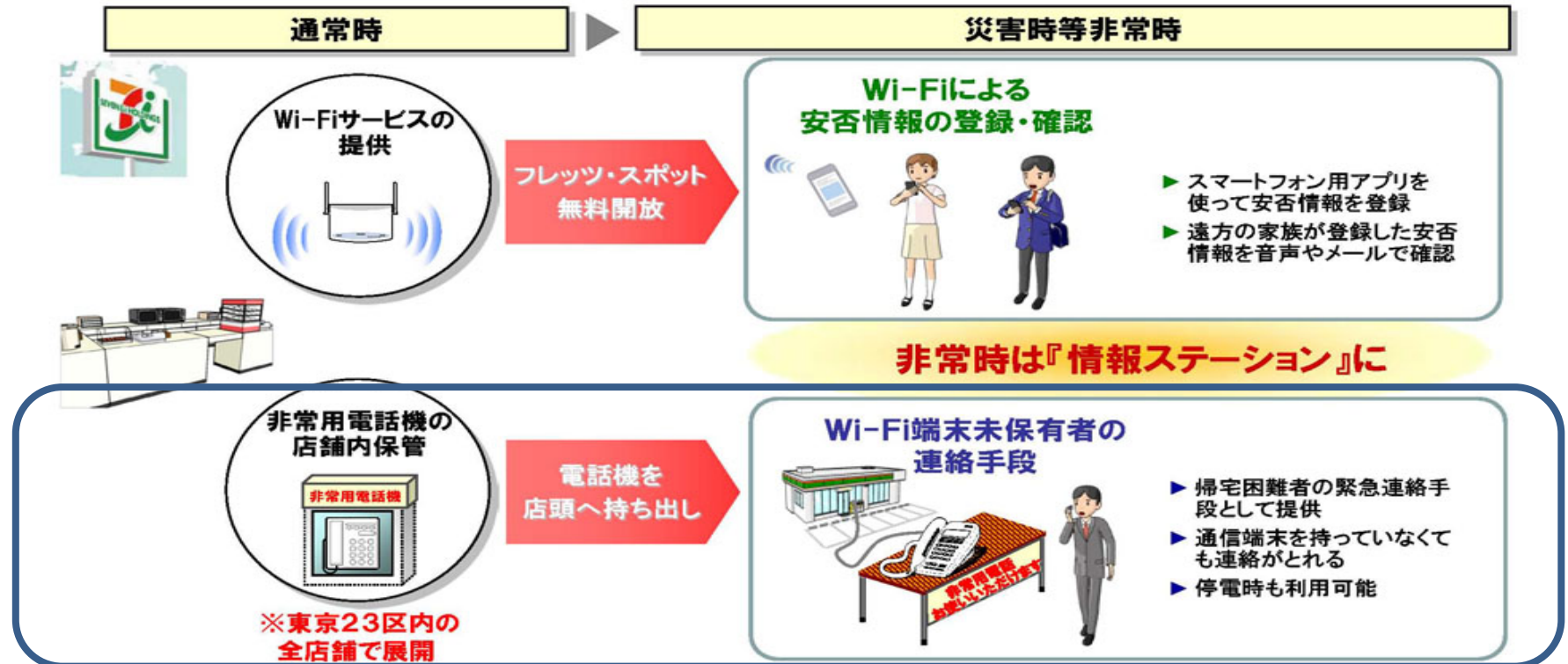
非常時に備えたセブンイレブン店舗の「情報ステーション」化

災害等の非常時に備え、東京23区内の全てのセブンイレブン店舗に、NTT東日本の非常用電話機(いわゆる特設公衆電話)を設置します。万一震災等が発生した際は、最寄のセブンイレブン店舗で、お客様が無料で安否確認等の緊急連絡をご利用いただけます。

また、セブンイレブンに導入されたフレッツ・スポットの無料開放と併せて、電話だけでなく無線ブロードバンド環境もご利用可能となり、セブンイレブン店舗がいざという時の「情報ステーション」としての役割を果たすこととなります。

【展開予定】

本年度内の展開開始を目途に、東京23区内の全セブンイレブン約1,200店舗に順次非常用電話機を設置します。



特設公衆電話の番号表示の状況

- 発信者番号通知とは、発信者の電話番号を着信側端末に表示するサービス。
- 常設の公衆電話から着信があった場合、着信側端末には「公衆電話」と表示される。
- 特設公衆電話から着信があった場合、現在は着信側端末では番号非通知の着信となる。

発信側

【常設の公衆電話】



【特設公衆電話】



着信側には「**公衆電話**」と表示
→ 着信側が公衆電話の着信を拒否している場合、通話ができない。

着信側には**番号非通知**
→ 着信側が番号非通知の着信を拒否している場合、通話ができない。

着信側



【設置場所の公開】

常設の公衆電話の設置場所の公開

NTT東日本千葉支店では、公衆電話の設置場所をwebで公開

公衆電話設置場所/NTT東日本 千葉支店 - Mozilla Firefox

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 履歴(S) ブックマーク(B) ツール(I) ヘルプ(H)

NTT東日本 千葉支店

インターネット | 電話 | 電話機・通信機器 | 電報 | お客さまサポート | 法人のお客さま

千葉支店トップ / 公衆電話設置場所

公衆電話の設置場所を確認したいエリアを選択してください。【平成23年6月末現在】
NTT東日本千葉支店管内における屋外設置型公衆電話の設置場所を掲載しています。

停電時におけるご利用上の留意点

- 公衆電話機種(タイプ)によりご利用方法が異なります。
- 設置場所一覧の右側に記載されているタイプにてご確認ください。

<タイプ>

A : 受話器を上げて、硬貨を入れてからダイヤルしてください。
※停電時はテレホンカードのご利用が出来ません。

B : 受話器を上げてそのままダイヤルしてください。]

(注)A/Bは上記AタイプとBタイプとも設置されている場所です。

市区町村名	市区町村名
旭市	袖ヶ浦市
我孫子市	館山市
安房郡	千葉市稲毛区
夷隅郡	千葉市中央区
いすみ市	千葉市花見川区
市川市	千葉市緑区
市原市	千葉市美浜区
印西市	千葉市若葉区
印旛郡	銚子市
浦安市	長生郡

クリックすると

※A/Bは両タイプ設置されております

設置場所	タイプ※
館山市安東550	A
館山市伊戸1358-1	A
館山市稲370-1	A
館山市園280	B
館山市下真倉269	A
館山市館山1216	A
館山市館山215	A
館山市館山362	A
館山市館山702-1	B
館山市亀ヶ浜681	A
館山市見物6-4	A
館山市高井1771	A
館山市園分455-1	A
館山市佐野239-7	B
館山市山本197-1	A
館山市洲宮37	A
館山市洲崎1331	A
館山市沼1567	A
館山市沼819	B
館山市沼967	B
館山市沼986-2	B
館山市上真倉2365	A
館山市上真倉2481	A
館山市神余2628	A
館山市神余4306	A
館山市神余924	A
館山市正木1203	A
館山市正木1291-1	B
館山市正木547	A
館山市正木580-1	A
館山市西川名849-1	B
館山市川名704	A
館山市船形1377	A
館山市船形1423	A
館山市船形1446	A
館山市船形227	B
館山市船形320	A
館山市相浜240-6	A
館山市大賀1220	A
館山市大賀130	A
館山市大賀456-1	A
館山市大戸191-9	B
館山市大神宮172-1	A
館山市長須賀19	B
館山市長須賀196	B
館山市長須賀346	A
館山市長須賀40	B

特設公衆電話(事前配備)の設置場所の公開

NTT西日本静岡支店では、いわゆる特設公衆電話の事前配備場所をwebで公開

NTT西日本 | 静岡支店 | 避難地特設公衆電話 - Mozilla Firefox

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 履歴(S) ブックマーク(B) ツール(I) ヘルプ(H)

English | よくあるご質問 | お問い合わせ | 文字サイズ 小 中 大

NTT西日本
究、ひろがる、ひびきあう。

ホーム サービス・商品 法人向けサービス 企業情報 お問い合わせ

ホーム > 支店情報 > 静岡支店 > 避難地特設公衆電話

■ 静岡支店

避難地特設公衆電話とは？

想定される東海地震や台風などの自然災害発生時、行政が指定した避難地に避難された住民の方々に使用していただくことを目的に設置する電話です。
具体的な設置場所は、下記の「**東部**」をクリックしてご確認ください。

東部

中部

西部

伊豆

東部

- 浜松市中区
- 浜松市東区
- 浜松市南区
- 浜松市北区
- 浜松市浜北区
- 浜松市大浜区
- 浜松市
- 袋井市
- 磐田市
- 新羽町

- 静岡市東区
- 静岡市駿河区
- 静岡市清水区
- 三島市
- 藤枝市
- 牧之原市
- 焼津市
- 吉田町
- 川根本町

- 沼津市
- 袋井町
- 三島市
- 伊豆市
- 伊豆の国市
- 長泉町
- 高石町
- 南伊豆町
- 富士市
- 富士宮市

- 熱海市
- 伊東市
- 下田市
- 伊豆市
- 伊豆の国市
- 長泉町
- 高石町
- 南伊豆町
- 富士市
- 松崎町

注意

避難地特設公衆電話は、基本的に発信専用となりますので着信用として使用することはできませんのでご注意ください。
また、開設にあたっては被災状況等を考慮して行政とNTT西日本が協議して設置しますので、開設されない場合がありますのでご注意ください。

クリックすると

東部エリア			
市町	設置場所	市町	
静岡市	総務地区センター	三島市	組日小学校
静岡市	井田コミュニティ広場	三島市	北上新小学校
静岡市	今沢小学校	三島市	北上新中学校
静岡市	浮島小学校	三島市	旧三島南高校
静岡市	内浦小学校	三島市	向山小学校
静岡市	大岡小学校	三島市	坂野小学校
静岡市	大岡南小学校	三島市	佐野小学校
静岡市	大平中学校	三島市	沢地小学校
静岡市	藤北小学校	三島市	新三島南高等学校
静岡市	片浜小学校	三島市	藤倉小学校
静岡市	片浜中学校	三島市	中郷小学校
静岡市	門池小学校	三島市	中郷西中学校
静岡市	門池中学校	三島市	藤伏小学校
静岡市	加藤学園高校	三島市	藤田小学校
静岡市	金岡小学校	三島市	藤田中学校
静岡市	金岡中学校	三島市	三島北高校
静岡市	税入遊公園	三島市	三島北中学校
静岡市	税入遊コミュニティ防災センター	三島市	三島市民体育館
静岡市	曹貴山小学校	三島市	三島西小学校
静岡市	曹貴山香焼台	三島市	三島南小学校
静岡市	曹貴山山頂	三島市	三島南中学校
静岡市	風立沼津西高校	三島市	山田小学校
静岡市	風立沼津高専	三島市	山田中学校
静岡市	沢田小学校	三島市	南南西小学校
静岡市	山王公園	三島市	南南西中学校
静岡市	市営野球場	三島市	南南西小学校
静岡市	津浦中学校	三島市	南南西中学校
静岡市	静岡西小学校	三島市	風立田万葉亭高校
静岡市	静岡東小学校	三島市	清水町清水中学校
静岡市	市民文化センター	三島市	清水町立南中学校
静岡市	河川グラウンド	三島市	清水町立南小学校
静岡市	駿河台公園	三島市	清水町総合運動公園
静岡市	下南小学校	三島市	清水西小学校
静岡市	村水上野〜平戸橋	三島市	清水南小学校
静岡市	第一小学校	三島市	沼津商業高校
長泉町	長井崎中学校	長泉町	長泉北小学校
長泉町	三浦小学校	長泉町	長泉小学校
長泉町	沼津市立高校	長泉町	長泉北中学校
長泉町	沼津大平小学校	長泉町	長泉南小学校
長泉町	沼津工業高校	長泉町	三島南高等学校
長泉町	沼津第一中学校	長泉町	税入遊公園
長泉町	沼津第二中学校	長泉町	足柄小学校
長泉町	沼津第三中学校	長泉町	北山中学校
長泉町	沼津第四中学校	長泉町	花崎小学校
長泉町	沼津第五小学校	長泉町	倉持公園
長泉町	沼津東高校	長泉町	須走小学校
長泉町	原小学校	長泉町	須走総合グラウンド
長泉町	原中学校	長泉町	須走中学校
長泉町	原東小学校	長泉町	総合福祉会館
長泉町	明倫高校	長泉町	総合文化センター
長泉町	明倫公園	長泉町	沼津義小中学校
長泉町		長泉町	明倫小学校

注記あり

避難地特設公衆電話は、基本的に発信専用となりますので着信用として使用することはできませんのでご注意ください。
また、開設にあたっては被災状況等を考慮して行政とNTT西日本が協議して設置しますので、開設されない場合がありますのでご注意ください。

【災害等緊急時の常設の公衆電話の利用】

常設の公衆電話の機種別台数(H22年度末)

(単位:台)

	デジタル公衆電話	アナログ公衆電話
カード／硬貨併用	81,130	161,841
カード専用	5,396	4,408
合 計	86,526	166,249
	252,775	

注1 現在製造している公衆電話はデジタルのカード／硬貨併用機のみ。

注2 硬貨専用の公衆電話はなし。

災害等緊急時の常設の公衆電話の利用方法(機種別)

	デジタル公衆電話	アナログ公衆電話
		
緊急通報の利用方法	硬貨やカードは不要。受話器を上げ、そのまま110番等を押す。	硬貨やカードは不要。受話器を上げ、緊急通報ボタンを押した後、110番等を押す。
災害時優先電話の利用方法	通常どおり。	通常どおり。
停電時の利用方法	基本的に通常どおり。ただし、カードは使用不能。また、同一場所に複数台設置されている場合、停電時に稼働していない電話機もある。	基本的に通常どおり。ただし、カードは使用不能。
無料解放時の利用方法	硬貨やカードは不要。受話器を上げればそのまま使用可能。	硬貨やカードをいったん入れる。通話終了後、返却。

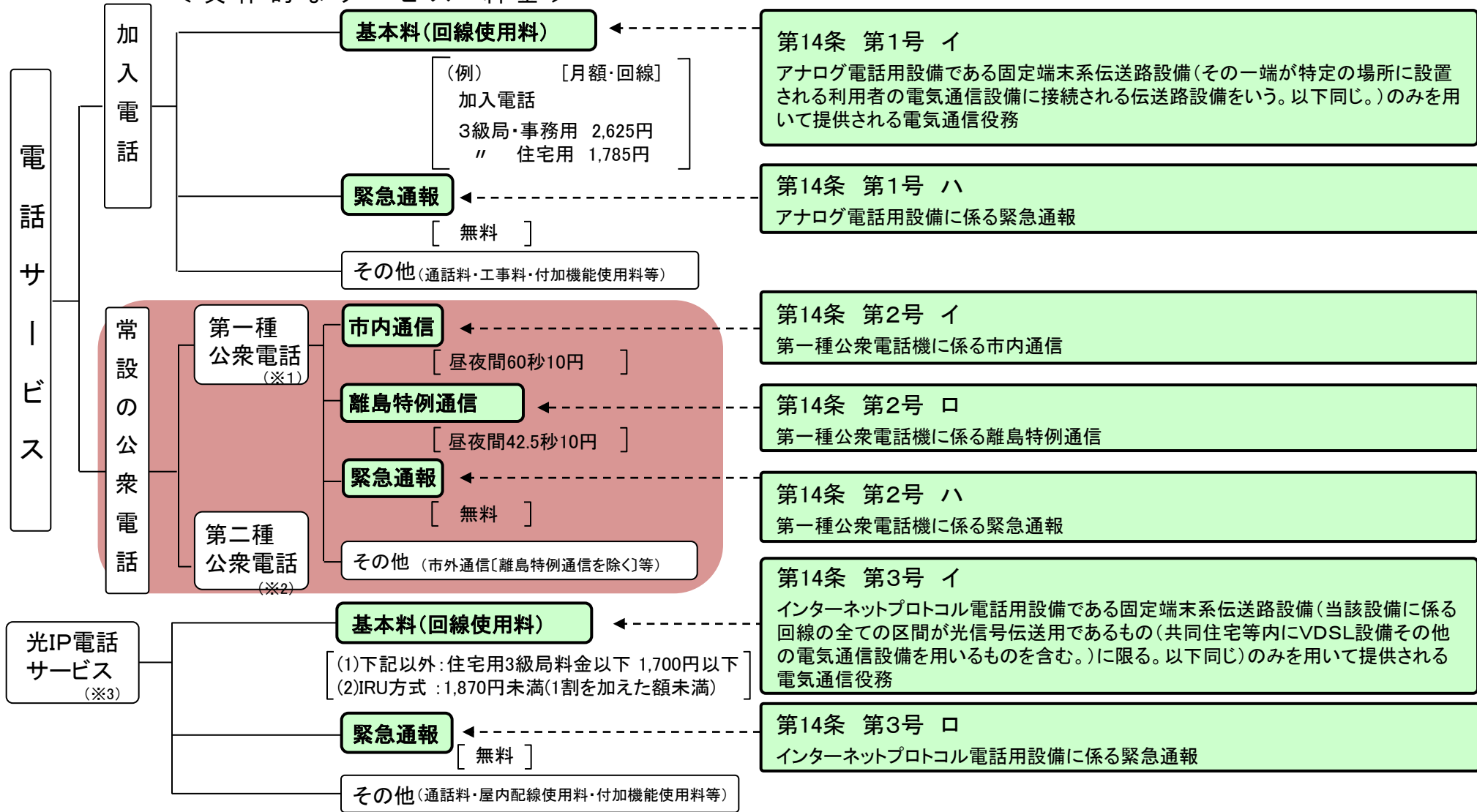
【ユニバーサルサービス制度】

ユニバーサルサービスの範囲

■ :ユニバーサルサービスに該当するサービス・料金

＜具体的なサービス・料金＞

＜電気通信事業法施行規則における規定＞



第14条 第1号 イ
アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務

第14条 第1号 ハ
アナログ電話用設備に係る緊急通報

第14条 第2号 イ
第一種公衆電話機に係る市内通信

第14条 第2号 ロ
第一種公衆電話機に係る離島特例通信

第14条 第2号 ハ
第一種公衆電話機に係る緊急通報

第14条 第3号 イ
インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。))に限る。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務

第14条 第3号 ロ
インターネットプロトコル電話用設備に係る緊急通報

(注1) 加入電話の市内通話については、「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申(H17.10.25)により、全国的に競争状態が成立していることから対象外とされた。(H18.4.1改正省令施行)
 (注2) 加入電話の離島特例通信については、第14条第1号ロにおいてユニバーサルサービスと規定されているが、附則によりユニバーサルサービス基金の補填対象外と整理されているため、記載を省略。
 (※1) 戸外における最低限の通信手段の確保のため、市街地にあつては概ね500m四方、その他の地域にあつては概ね1km四方に一台を基準に設置。(※2) 公衆電話の利用が多く見込まれる場所に、利用の実態に応じて設置。
 (※3) 加入電話を提供する事業者の光IP電話が対象。なお、補填については、当面はIRU地域が想定され当該地域は補助金等を受けている実態を踏まえると補填対象外とされた。

補填対象額／番号単価の推移

(単位:百万円)

	平成18年度認可分 ＜制度稼働初年度＞		平成19年度認可分 ＜制度稼働2年度目＞		平成20年度認可分 ＜制度稼働3年度目＞		平成21年度認可分 ＜制度稼働4年度目＞		平成22年度認可分 ＜制度稼働5年度目＞		平成23年度認可分 ＜制度稼働6年度目＞	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H19.4から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H20.4から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H21.5から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H22.5から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H23.5から適用)	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価 (H24.4から適用)
加入電話	12,012		9,243		13,787		14,493		10,953		7,081	
第一種 公衆電話	3,081		4,242		4,189		4,261		4,193		3,973	
緊急通報	85	7円／ 月・番号	76	6円／ 月・番号	64	8円／ 月・番号	60	8円／ 月・番号	49	7円／ 月・番号	53	5円／ 月・番号
合計	15,178		13,561		18,040		18,814		15,195		11,106	

【その他参考資料】

東日本大震災発生時の常設の公衆電話の通信量の比較

(参考)通信回数構成比の比較

(単位:万回)

	H11年度 ※1		H21年度		H22年度		②-①
	回数	構成比	回数	①構成比	うち震災発生時 ※2	②構成比 うち震災発生時	
通信回数	181,274	100%	12,841	100%	11,052	100%	-
					102	100%	-
市内	149,305	82%	11,001	86%	9,463	86%	0%
					72	71%	▲15%
県内市外	31,969	18%	1,839	14%	1,589	14%	0%
					30	29%	15%

注 NTT東日本が提供する通信(公衆電話から発信し県内の固定電話に着信するもの)

※1 平成11年7月(NTT東西発足時)~平成12年3月の値

※2 平成23年3月11日における震災発生時以降の通信回数(サンプル調査)

東日本大震災におけるNTT東日本の対応例(1)

〈H23.10.17 NTT東西ヒアリング提出資料より抜粋〉

○NTT東西では、通信設備の迅速な復旧に努めるとともに、被災地や避難施設及び帰宅困難者の連絡手段の確保等の被災者支援に以下のとおり積極的に取り組んで参りました。

避難施設等における通信手段確保の取り組み

(1) 特設公衆電話の設置

- 自治体からの要望にあわせ、避難施設等に特設公衆電話を設置し無料で提供
- 有線による特設公衆電話設置が困難な地域については、ポータブル衛星装置等を活用



(平成23年10月13日までの延べ数)

(2) インターネット接続環境の設置

- 避難施設等における安否情報、被災情報等の情報収集を支援するため、フレッツ光等によりインターネット接続環境を無料で提供

(3) 無線LAN環境の整備

- 被災、避難された方やボランティア等で活動される方へ無線LAN環境を無料で提供
- NTT東日本の公衆無線LANサービス“フレッツ・スポット”の無料開放



※ 提供地域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、長野、新潟にて実施

		東日本合計		
		岩手・宮城・福島	その他	
特設公衆電話	設置箇所	1,202	744	458
	設置台数	3,930	2,817	1,113
インターネット接続		450	203	247
WiFi環境		299	164	135
公衆無線LAN		204	47	157

東日本大震災におけるNTT東日本の対応例(2)

<H23.10.17 NTT東西ヒアリング提出資料より抜粋>

安否確認に関する取り組み

- ・災害用伝言ダイヤル（171）および災害用ブロードバンド伝言板（web171）を提供し、緊急時の安否確認手段を確保

（運用終了（平成23年8月29日）までの利用数）

	利用数	
	録音数	再生数
災害用伝言ダイヤル	348万	286万
災害用ブロードバンド伝言板	33万	21万

基本料金の無料化等

- (1) 被災による設備故障や避難指示等により、電話、ブロードバンド等が利用できなかった期間について基本料金を無料化(約200万回線)
- (2) 仮設住宅等への移転に伴う工事料の無料化
- (3) 電話料金の支払期限の延長(最長3ヶ月)
- (4) 電話機の寄贈 仮設住宅入居者向けに電話機を寄贈(当初3万台準備)

自治体、医療・教育分野に対する支援

- 【自治体】 仮庁舎設置等の際、通信サービスの復旧とともに、行政サービスに必要な通信機器（ビジネスホン、FAX、PC等）を設置
- 【医療分野】 被災地への医療スタッフの派遣（医師・看護師・助産師：計56名）
 - ・避難施設にテレビ電話を活用した相談環境を無償提供しNPOが遠隔健康相談を実施（8月以降～福島県南相馬市・岩手県遠野市）
- 【教育分野】 被災自治体の教育委員会、各学校向けに「校務支援システム」を無償で提供

公衆電話の無料開放

- ・地震当日は被災地だけでなく都内でも帰宅困難者が発生し、携帯電話も通話規制でつながりにくい状況であったことから、今回初めて東日本エリア全てで公衆電話を無料開放

（東日本全域：～3/18、東北3県：～4/14）

【震災時の通話回数】

- 首都圏
震災前日に対し最大約15倍
- 岩手・宮城・福島
震災前日に対し最大約6倍



その他

- (1) 社宅等の提供 仮設住宅用として、社宅30件、3,000戸（うち8件411戸は提供済み）、土地等10件を自治体へ提示(釜石・上中島ビルの一部は児童館として利用)
- (2) フレッツ光メンバーズクラブにおける義援金の募集(ポイント交換)

東日本大震災における携帯電話・衛星携帯電話の無償貸出し

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル
自治体等への貸出し台数 (延べ数)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 約2,100台 ・衛星携帯電話 約900台 ・タブレット端末 約650台 (H23.10.24時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 1,290台 ・衛星携帯電話 48台 他 (H23.4.27時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 約11,000台 (H23.10.24時点)
うち避難所への設置台数	不明 (自治体の実際の用途は把握していない。)	不明 (自治体の実際の用途は把握していない。)	約5,000台 ※自治体等に貸し出した残り約6,000台の用途は把握していないため、約5,000台以外にも避難所で使用されている可能性もある。
通話料徴収の有無	無料	無料	無料
他社との特別な清算の有無	無し (通常どおり請求、支払いを実施)	無し (通常どおり請求、支払いを実施)	無し (通常どおり請求、支払いを実施)

注 貸出し状況を各社から聞き取り、総務省においてまとめたもの。

- PSTNで提供している基本的なサービスについては、PSTNのマイグレーション後においても、IP網で提供を継続していく考え。
- ただし、お客様のご利用の減少が見込まれるサービスについては、お客様への十分な周知期間を取ったうえで、PSTNのマイグレーションや個々のサービスを提供する装置の寿命に合わせて提供を終了する考え。

【PSTNサービスの見直し】

<p>基本的なサービスは提供を継続</p> <p>〔仕様変更や端末取替が必要となる場合があります〕</p>	<p>基本的な音声サービスの他、 公衆電話、110(警察)、118(海上保安)、119(消防)、117(時報)、177(天気予報)、104(番号案内)、115(電報)ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエスト、迷惑電話おことわり、キャッチホン、ボイスワープ、ボイスワープセレクト、フリーアクセス、#ダイヤル、代表、ダイヤルイン 等</p>
<p>お客様のご利用の減少が見込まれるサービスは提供を終了※</p>	<p>INSネット、ビル電話、着信用電話、支店代行電話、有線放送電話接続電話、ピンク電話、短縮ダイヤル、キャッチホン・ディスプレイ、ナンバー・アナウンス、でんわばん、トーキー案内、発着信専用、ノーリング通信 等</p> <p>〔PSTNマイグレーションに先立ち順次提供終了見込みのもの キャッチホンⅡ、マジックボックス、ボイスボックス、ネーム・ディスプレイ、オフトーク通信、信号監視通信、ダイヤルQ²、接続通話サービス(コレクトコール等) 等</p>

公衆電話に関する最近の審議会答申①

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第二次答申(H14.2.13 電気通信審議会答申)

2 基礎的電気通信役務の対象範囲等

(3) 公衆電話の取扱い

(a) 公衆電話の意義

- ① 公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、基礎的電気通信役務の範囲に含まれるものであるが、近年における携帯電話の普及に伴い公衆電話が携帯電話に代替され、戸外における最低限の通信手段としての意義が乏しくなっているのではないかと指摘もある。
- ② しかしながら、災害時等における優先電話としての指定が一部に留まっている携帯電話と比較すると、公衆電話は全数が災害時等における優先電話として扱われており、また、公衆電話は、携帯電話のような個別の加入契約が不要であるため、必要の際には国民全てが利用可能であること等を考慮すると、依然として、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として公衆電話を基礎的電気通信役務の範囲に含める意義があると考えられる。

(b) 基礎的電気通信役務の対象となる公衆電話の具体的範囲

- ① 上記(a)のとおり、公衆電話は基礎的電気通信役務の範囲に含まれるものであるが、その具体的範囲については、特に当該役務の提供に係るコスト算定の観点から、より具体化を図る必要がある。
- ② 意見募集等においては、現行の設置基準の是非について改めて精査することが必要との意見も一部存在するものの、基本的には現行の第一種公衆電話の設置基準を概ね適当とする意見が多かったことに鑑みれば、これに基づいて設置基準を省令で規定することが適当と考えられる。
- ③ また、公衆電話においては、加入電話の基本料及び端末機器の使用料金に相当する料金がなく、通話料により端末設備及び端末回線設備の費用が回収されているが、このうち、加入電話と同等の範囲として、市内通話料金及び離島特例通話料金により費用が回収されている部分を基礎的電気通信役務の範囲とすることが適当と考えられる。

(略)

公衆電話に関する最近の審議会答申②

ユニバーサルサービス基金制度の在り方(H17.10.25 情報通信審議会答申)

第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等

第4節 補填の対象となる具体的役務

1 補填の対象となる具体的役務

エ 公衆電話

(略)

- 3 平成17年2月に行われたヒアリング及び意見募集等においても、戸外での通話手段が移動電話に移行し日常における利用が大幅に減少しつつあり、加えて慢性的赤字事業であることを考慮すると、現在基金による補填の対象とされている「第一種公衆電話機」の設置基準をより緩やかにすべきとする意見と、第一種公衆電話は、戸外において誰でも利用可能な通信手段であり、社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段としての役割を果たしており、依然、今後も広く国民生活に不可欠とする意見があった。
- 4 移動電話等の普及によって戸外における通信手段が多様化し、公衆電話の「戸外における最低限の通信手段」としての位置づけが変化してきていることは事実である。しかしながら平成16年度末の加入者数からは、少なくとも6歳以上の国民のうち1/4は移動電話を所有しておらず、これらの者にとっては公衆電話に代わる「戸外における最低限の通信手段」が見当たらない。したがって、当面、引き続き第一種公衆電話を「戸外における最低限の通信手段」と位置づけることが適当であり、これを基金による補填の対象とすべきである。
- 5 第一種公衆電話が戸外における最低限の通信手段であるためには、一定の移動可能圏内に一つは存在する必要がある。図表3のとおり第一種公衆電話機の数と主な公共的設備等の全国における数を比較すると、第一種公衆電話機の設置台数は一般信書便事業者に課される差出箱数とほぼ同じであり、その設置基準は高速道路における非常電話の設置基準とほぼ同じであることを勘案すると、現行基準は最低限の通信手段の設置基準としては、過剰とは言えないと考えられる。
- 6 他方、NTT東・西の実際費用の分析結果から明らかになったように、第一種公衆電話は全ての收容局において赤字であり、中には、月に数度しか使用されないため平均通話コストが1分当たり数千円という局も存在する。また、図表4から明らかのように、極端に利用額が少ない第一種公衆電話が多数存在する。今後、移動電話の普及等によっては更に需要が減少する可能性があると思込まれる中、当該サービスの収支に係る赤字額の抑制を図ることが必要である。このため、第一種公衆電話について、まずは戸外における最低限の通信手段としての位置づけを維持しつつも、市場実態や社会的コンセンサスを踏まえた現実的な必要性の検証、収支構造の見直し等の赤字削減に向けた努力をNTT東・西に対して促していく必要があると考えられる。

公衆電話に関する最近の審議会答申③

ユニバーサルサービス制度の在り方について(H20.12.16 情報通信審議会答申)

第1節 ユニバーサルサービスの範囲

イ 公衆電話

(略)ヒアリングに参加した事業者・消費者団体等からは、屋外での代替通信手段が拡大したことを踏まえ、必要性を再検討すべきとの意見、反対に、小中学生、外国人など携帯電話をもたない人たちの通信手段の確保という観点からユニバーサルサービスの対象にすることが必要との意見、災害時優先電話としての機能を有する公衆電話は、依然として重要との意見等の提出があった。

平成20年2月に実施されたユニバーサルサービスに関するアンケート調査によると、(中略) 第一種公衆電話については設置台数の削減は望まれておらず、依然、緊急時・災害時の利用等に公衆電話が必要との意識が強いことがうかがえる。

また、(中略)公衆電話は全数が災害時等における優先電話として扱われており、(中略)基本料が不要であるため、必要の際には国民全てが利用可能であること等を考慮すると、依然として、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の意義は失われてはいないと考えられる。

その一方で、公衆電話全体の設置台数は減少を続けており、利用したい場合に、街中で公衆電話を見つけにくい状況が見受けられるようになってきているとともに、各種プリペイドカードや電子マネーを利用できる屋外サービスの多様化が進む中、公衆電話で利用できるのは硬貨とテレホンカードに限られるなど、使い易さは以前に比べ相対的に低下しつつある。(中略)

以上のことから、(中略)戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の役割が従前に比べ低下してきていることは否定できないところである。しかし、携帯電話の不感地域がまだ残されているとともに、外出先で携帯電話等を手軽に借りることができる状況にはないなど、公衆電話の役割を完全に代替できる戸外の通信手段は、携帯電話を含め、いまだ登場してきていないと判断されるところである。さらに、(中略) 利用者の意識として、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの対象とすることが必要との声が大いことを鑑みると、少なくとも現時点においては、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの補てんの対象から外すことは適切ではない。

なお、今後、携帯電話の普及等が一層進展し、かつ、屋外での必要に応じた利用が可能となるなど、公衆電話に完全に代替する戸外の通信手段が登場する場合には、公衆電話の維持・負担の在り方については、例えば、地域やコミュニティによる負担で維持する方法も含め、ユニバーサルサービスの対象とすることの可否を検討することが必要である。

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について(H22.12.14 情報通信審議会答申)

第5節 メタルから光への移行に伴う公衆電話の扱い

イ 公衆電話の役割の変化を踏まえた検討の在り方

公衆電話のうち第一種公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものとして、ユニバーサルサービスの対象となっている。第一種公衆電話については、平成20年と、平成22年に総務省が実施したアンケート調査によれば、引き続き、これをユニバーサルサービスとする意見が多い状況にあるが、携帯電話の普及とともに、その役割は変化していると考えられる。

このため、公衆電話の役割の変化を踏まえ、また、IP化に対応した公衆電話がどのような形で提供されるのかも見極めつつ、さらに、携帯電話等を有しない利用者にとって、公衆電話が社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段であることも十分踏まえながら、現在の公衆電話の設置基準や補填対象額の算定方式が、こうした変化等に合致するかどうか検証していく必要があると考えられる。

公衆電話の各国比較

	アメリカ	イギリス	フランス	イタリア	オーストラリア	韓国	日本
設置数 ^(※1)	47.5万台	6.3万台	13.5万台	10.7万台	3.5万台	9.7万台	10.9万台 ^{※2}
人口千人当たり	1.5台	1台	2.2台	1.8台	1.6台	2台	0.9台
設置数の傾向	減少傾向 2000年 206万 2005年 122万	減少傾向 2001年 9.4万	減少傾向	減少傾向 2000年 約30万 2006年 約20万	減少傾向 2005年 6.2万	減少傾向 1999年 約56万 2005年 26.8万	10.9万は維持
緊急通報の扱い	○	○	○	○	○	○	○
災害時優先電話の扱い	×	×	×	×	×	×	○
ユニバーサルサービス	対象外	対象 (基金を稼働していない)	対象	対象	対象	対象	対象
補填の仕組み	—	—	収入費用方式 コミュニティ内の設置基準台数と実際の設置台数が一致する場合のみ純費用を補填。 (基準よりも実際の設置台数が多い場合、採算地域とみなされる)	収入費用方式 ・設置基準により定められた最少台数のみが補填対象。 ・同一の位置に複数台設置されている場合、最少台数以外は補填対象から除外する。	収入費用方式 ※国費によって補填	収入費用方式 費用が収入の130%を超える部分を純費用とみなし、その一部分が基金による補填対象となる。	収入費用方式 全国の提供コストと収益の差額を補填する。
補填額 ^(※3、4)	—	—	18.2億円	10.3億円	11.7億円	38.5億円	41.9億円

※1 公衆電話設置数は、アメリカ・オーストラリアは2010年、韓国は2009年、その他の国は2011年の数値。

※2 設置が義務付けられている第一種公衆電話の数。

※3 換算レートは、1ユーロ=112円(2011年)、1オーストラリアドル=84.4円(2011年)、1ウォン=0.076円(2009年)、。

※4 補填額は、フランス(2005年度)、イタリア(2003年度)、オーストラリア(2010年度)、韓国(2005年度)、日本(2010年度)の数値。

2. 公衆電話の利用動向調査結果

調査の概要

1 調査期間

平成23年8月19日～23日

2 調査方法

インターネット調査モニターに対するWebアンケート調査

3 調査対象

15歳～79歳の男女

4 調査対象地域

日本全国

5 サンプル数

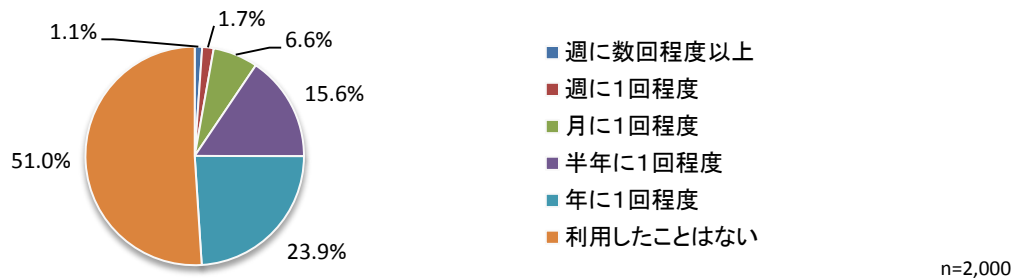
2,000人

※ 次ページ以下では、本調査の結果に併せ、参考として、平成22年3月の同様の調査の結果を記載(点線内)

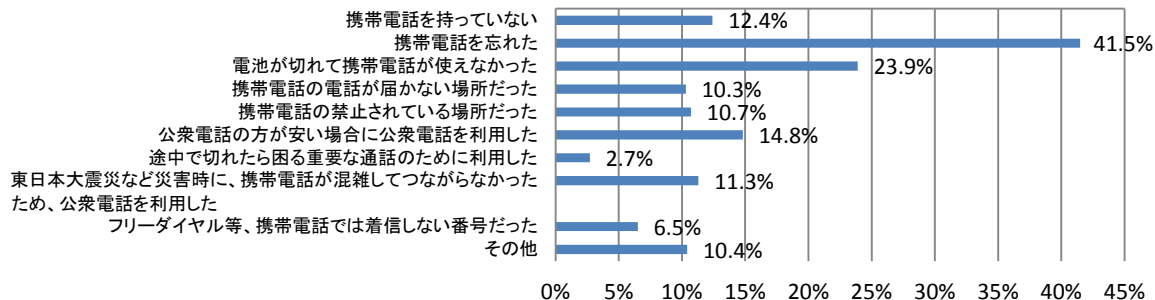
調査結果①

- 公衆電話の過去1年間の利用頻度は、「利用したことがない」が半数。ただし、その比率は、H22調査に比べ、減少。
- 利用しなかった理由は、「携帯電話をいつも持ち歩いているため」が最も多い。
- 利用した理由は、「携帯電話を忘れたから」が最も多い。

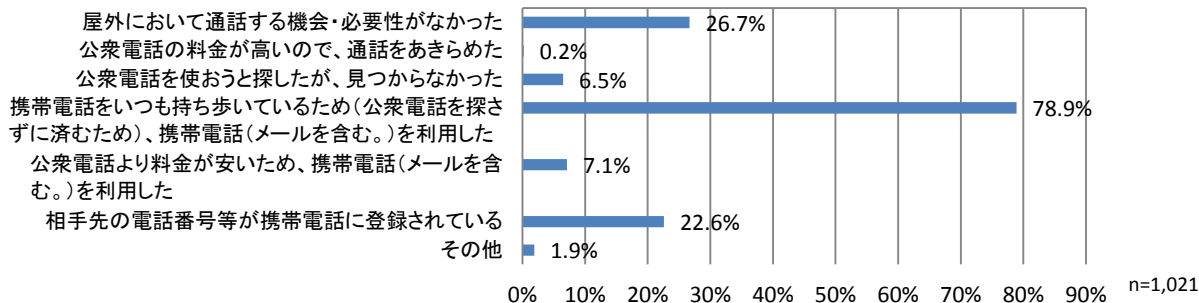
Q1 過去1年間(2010年8月～2011年7月)における公衆電話の利用頻度はどのくらいですか。



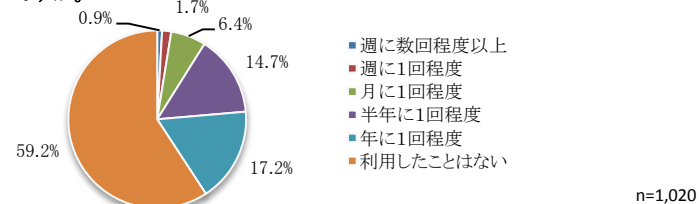
Q2 (携帯電話(PHSも含む)を使わずに)公衆電話を利用した理由は何ですか。



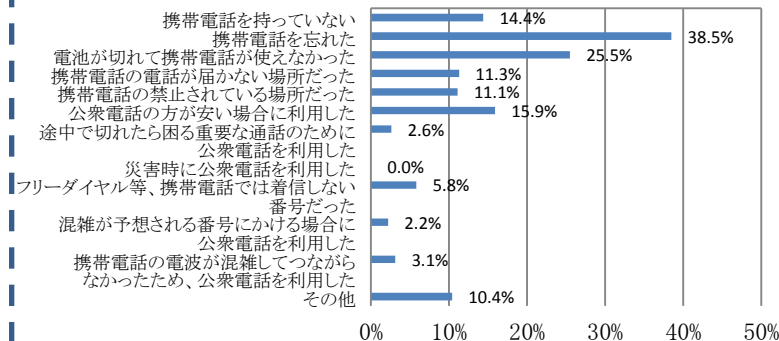
Q3 公衆電話を利用しなかった理由は何ですか。



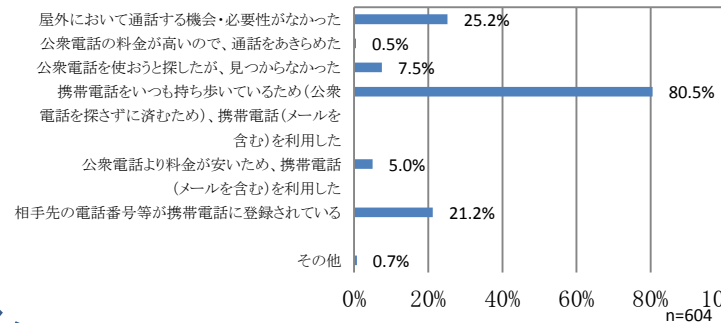
Q (過去1年間(2009年1月～12月)における公衆電話の利用頻度はどのくらいですか。



Q (携帯電話(PHSも含む)を使わずに)公衆電話を利用した理由は何ですか。



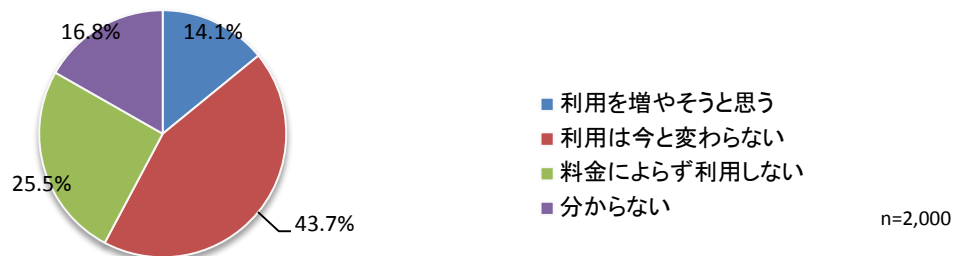
Q 公衆電話を利用しなかった理由は何ですか。



調査結果②

- 料金を値下げした場合、値上げした場合の利用の意向としては、いずれも、「今と変わらない」が最も多い。
- 収支が赤字であることを踏まえ、「値上げはやむを得ない」が36.5%、「NTT東西が負担し、値上げすべきでない」が25.1%、「サービスが低下しても、値上げすべきでない」が22.5%。

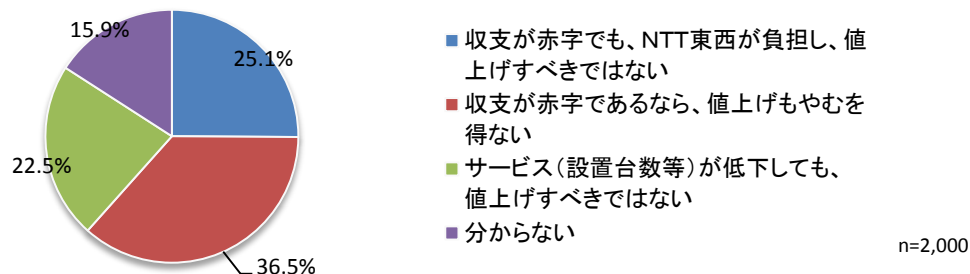
Q4 公衆電話の料金を値下げした場合(10円当たりの通話秒数が長くなった場合)、利用を増やすことになるとお考えですか。



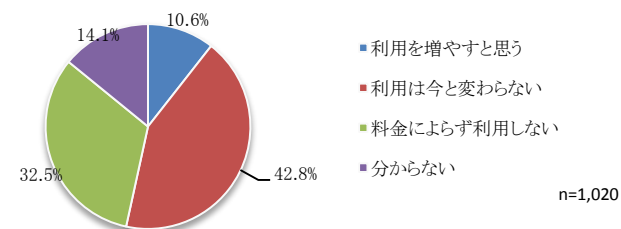
Q5 公衆電話の料金を値上げした場合(10円当たりの通話秒数が短くなった場合)、利用を減らすことになるとお考えですか。



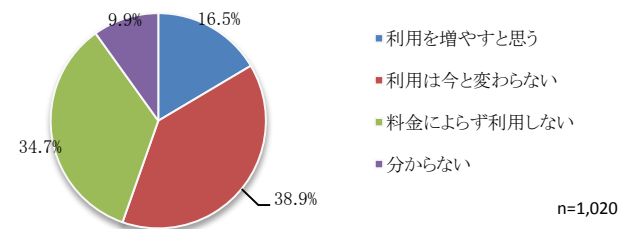
Q6 公衆電話事業は赤字であり、赤字の一部は、ユニバーサルサービス料を通じて、固定電話や携帯電話の利用者などが幅広く負担する形になっています。このことを踏まえて、公衆電話の料金の値上げの適否についてどうお考えですか。



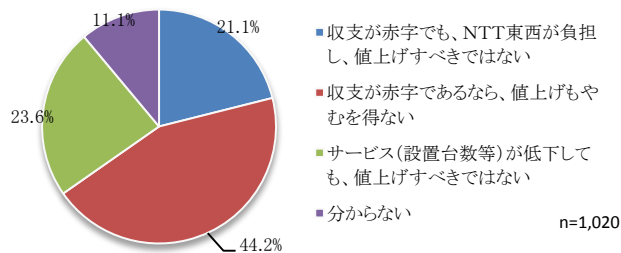
Q 公衆電話の料金を値下げした場合(10円当たりの通話秒数が長くなった場合)、利用を増やすことになるとお考えですか。



Q 公衆電話の料金を値上げした場合(10円当たりの通話秒数が短くなった場合)、利用を減らすことになるとお考えですか。



Q 公衆電話事業は赤字であり、赤字の一部は、ユニバーサルサービス料を通じて、固定電話や携帯電話の利用者などが幅広く負担する形になっています。このことを踏まえて、公衆電話の料金の値上げの適否についてどうお考えですか。



調査結果③

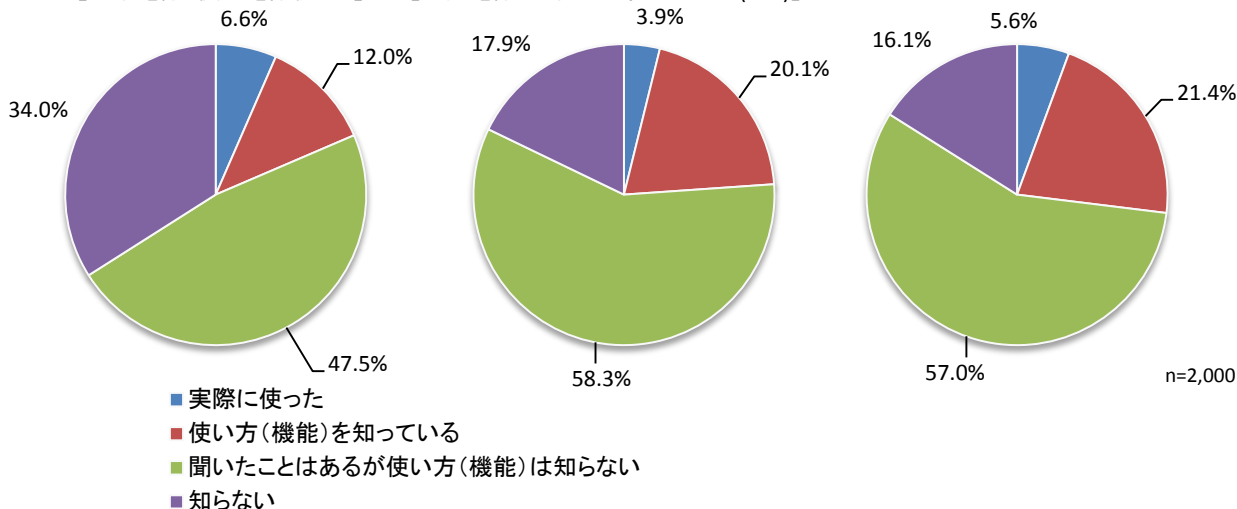
- 災害時のサービスとして、公衆電話の優先電話機能、固定電話の災害伝言ダイヤル、携帯電話の災害用伝言板について、「聞いたことがあるが使い方(機能)は知らない」者が多い。また、「実際に使った」者は、H22調査に比べ増加。
- 公衆電話の優先電話機能、固定電話の災害伝言ダイヤルを「利用したい」者が、H22調査に比べ増加。

Q7 災害時に以下のサービスを電話で利用できることをご存知でしたか。

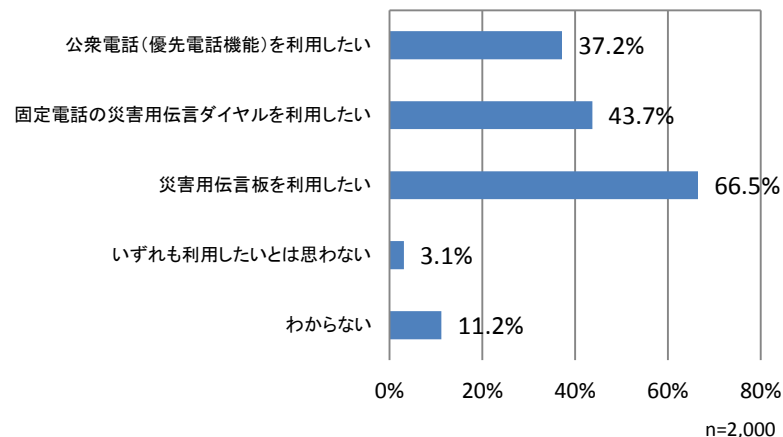
【公衆電話(優先電話機能)】

【固定電話:災害用伝言ダイヤル(171)】

【携帯電話:ケータイ「災害用伝言板」】



Q8 今後、もし災害に遭遇した場合、どのサービスを使ってみたいと思いますか。

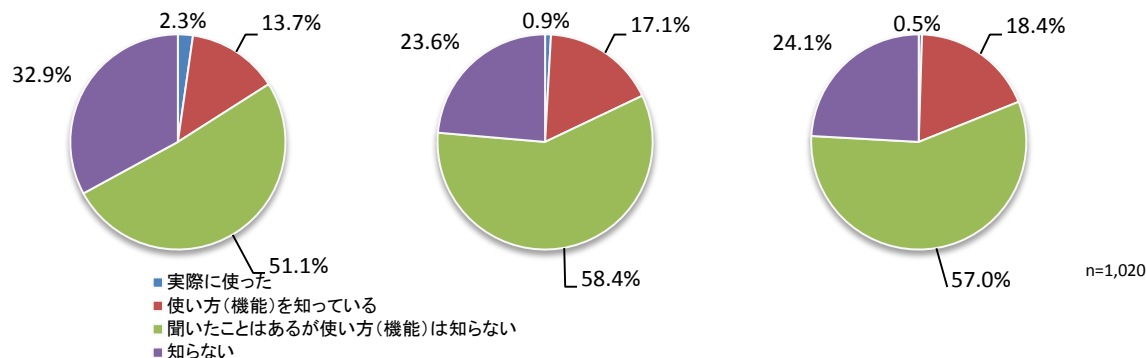


Q 災害時に以下のサービスを電話で利用できることをご存知でしたか。

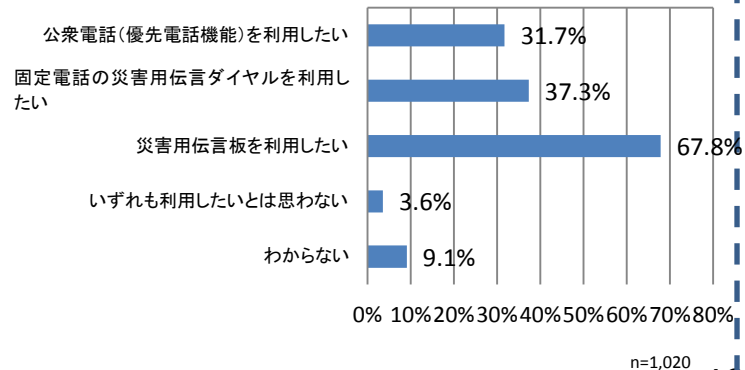
【公衆電話(優先電話機能)】

【固定電話:災害用伝言ダイヤル(171)】

【携帯電話:ケータイ「災害用伝言版」】



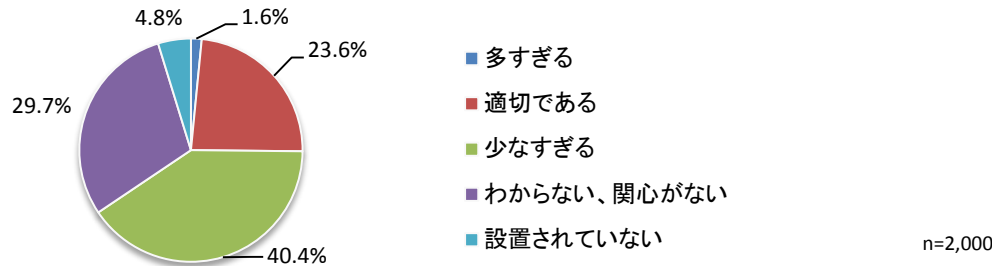
Q 今後、もし災害に遭遇した場合、どのサービスを使ってみたいと思いますか。



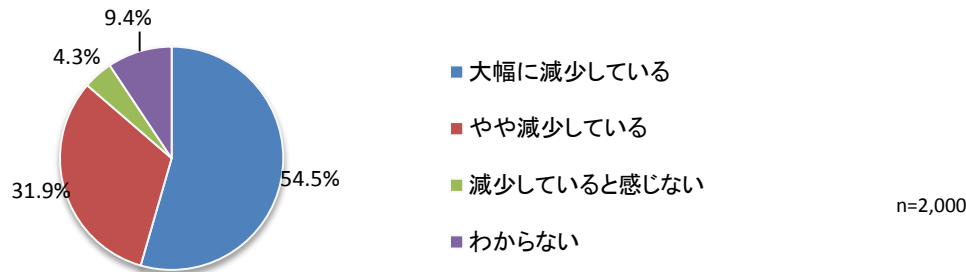
調査結果④

- 生活圏における設置台数について、「少なすぎる」が最も多く40.4%、「適切である」が23.6%。
- 生活圏における設置台数は、「大幅に減少している」が半数以上であり、H22調査に比べ、増加。
- 設置台数の減少については、「大いに問題だと思う」「やや問題だと思う」が半数以上。

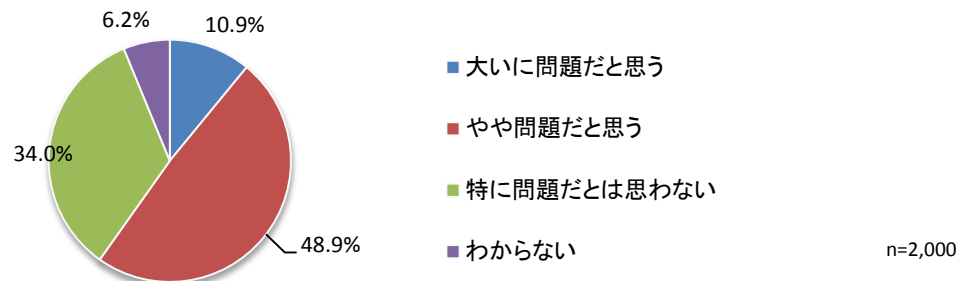
Q9 あなたの生活圏(居住地、通勤・通学地、又はその他活動範囲)において、公衆電話の設置台数は適切だと感じていますか。



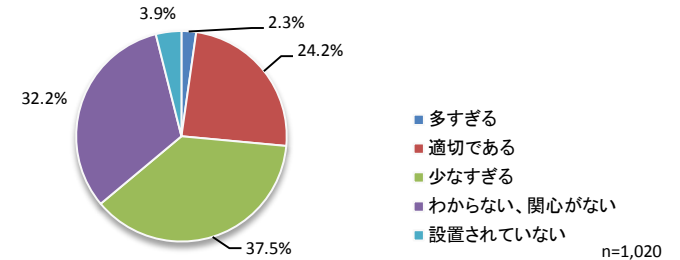
Q10 あなたの生活圏において、公衆電話の設置台数が減少していると感じますか。



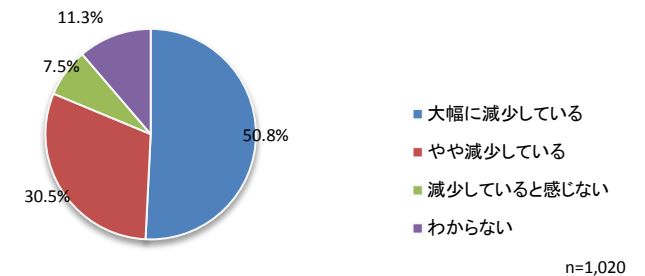
Q11 公衆電話の設置台数の減少についてどう思いますか。



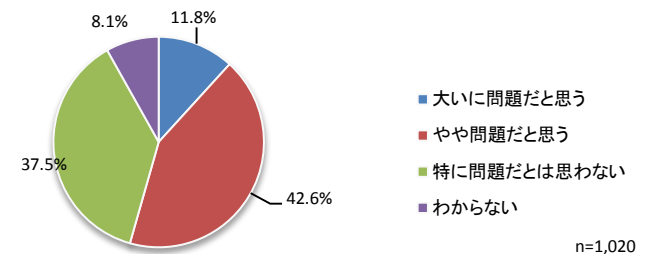
Q あなたの生活圏(居住地、通勤・通学地、又はその他活動範囲)において、公衆電話の設置台数は適切だと感じていますか。



Q あなたの生活圏において、公衆電話の設置台数が減少していると感じますか。



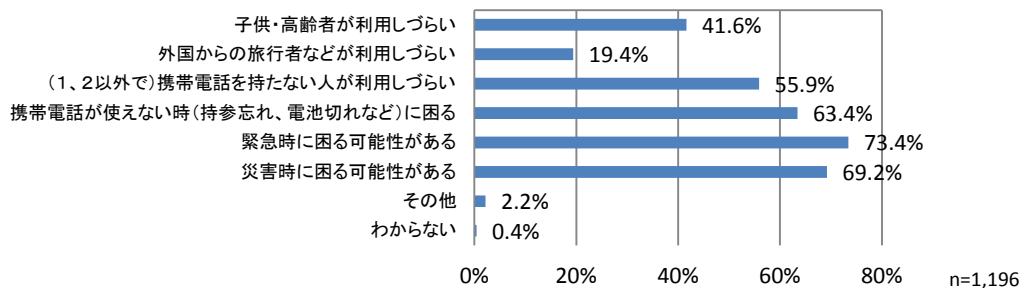
Q 公衆電話の設置台数の減少についてどう思いますか。



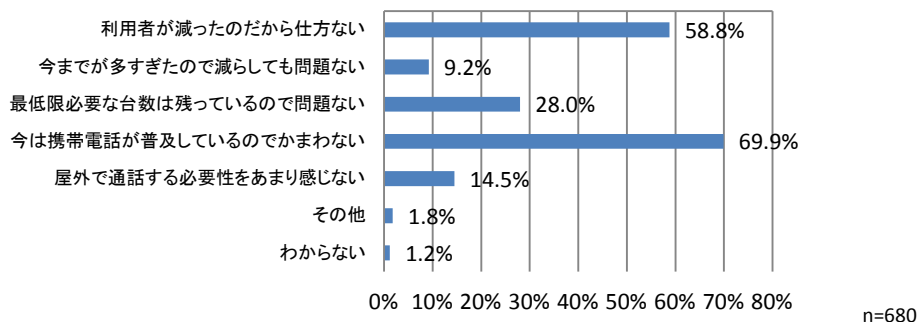
調査結果⑤

- 設置台数の減少が問題だと思う理由は、「緊急時に困る可能性がある」、「災害時に困る可能性がある」が多く、H22調査に比べ、増加。また、「携帯電話が使えない時に困る」も多い。
- 設置台数の減少が特に問題だとは思わない理由は、「携帯電話が普及しているのかまわない」「利用者が減ったのだから仕方ない」が多く、H22調査に比べ、増加。

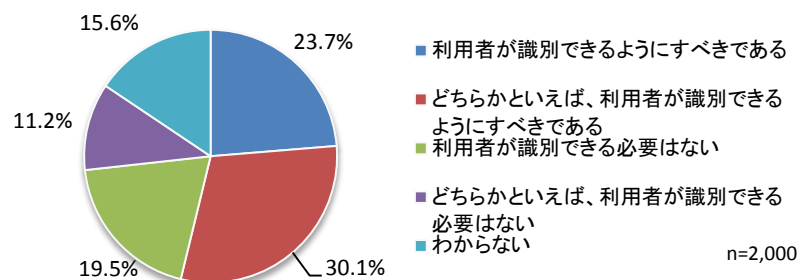
Q12 公衆電話の設置台数の減少が問題だと思う理由は何ですか。



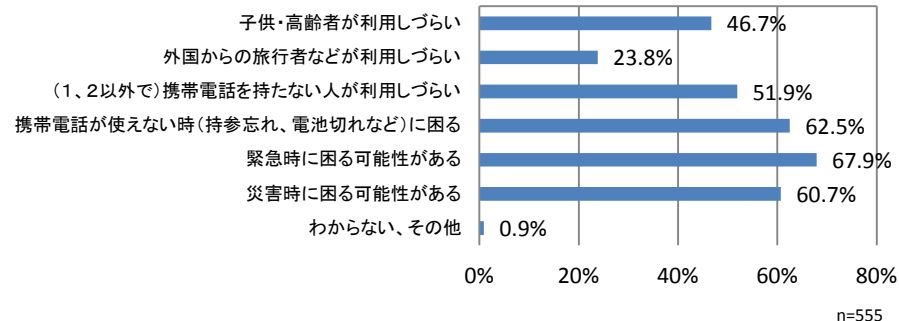
Q13 公衆電話の設置台数の減少が特に問題だとは思わない理由は何ですか。



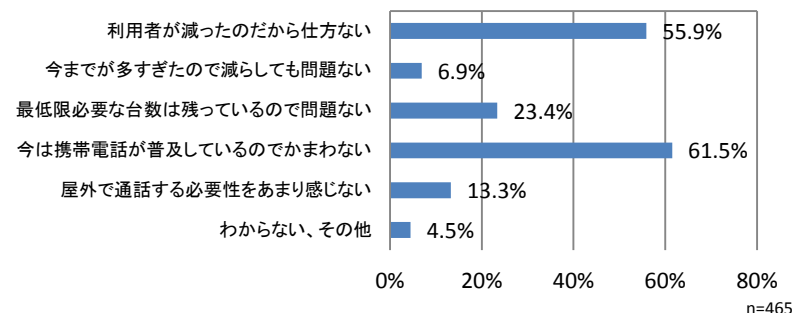
Q14 公衆電話の第一種、第二種の識別についてどう思いますか。



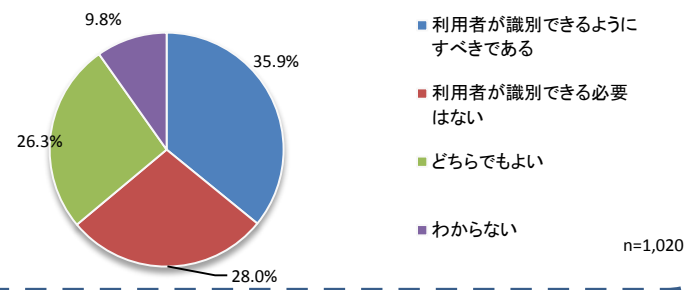
Q 公衆電話の設置台数の減少が問題だと思う理由は何ですか。



Q 公衆電話の設置台数の減少が特に問題だとは思わない理由は何ですか。



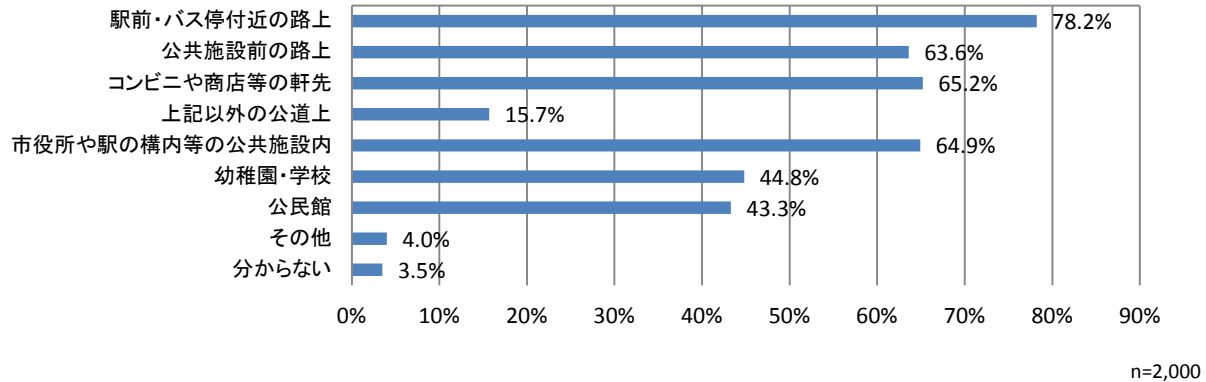
Q 公衆電話の第一種、第二種の識別についてどう思いますか。



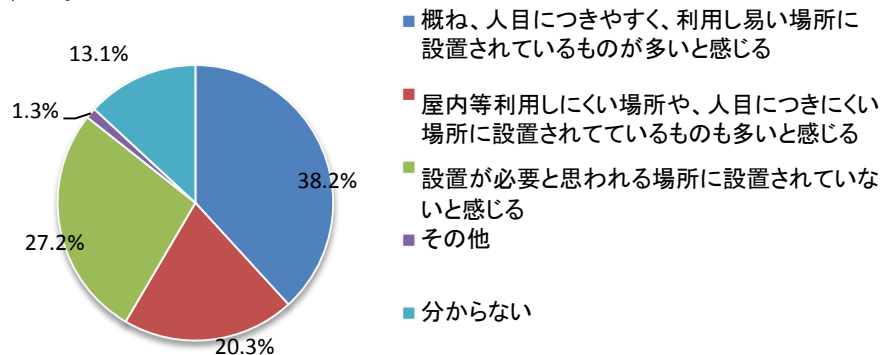
調査結果⑥

- 望ましい公衆電話の設置場所としては、「駅前・バス停付近の路上」が最も多く、「コンビニや商店等の軒先」、「市役所や駅の構内等の公共施設内」、「公共施設前の路上」がそれに次いで多い。
- 設置場所の公表については、約6割が「利用者が確認できるように公表すべき」とし、「どちらかといえば、利用者が確認できるように公表すべき」と併せると、約9割が公表すべきとしている。

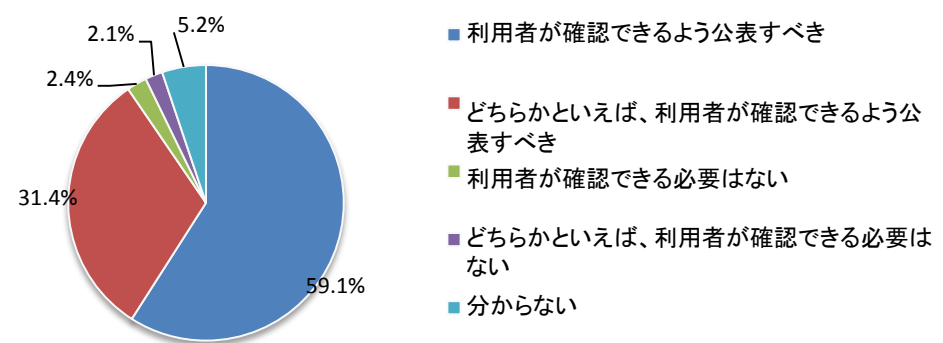
Q15 公衆電話は、災害時のことも考えると、どのような場所に設置されるのが望ましいとお考えですか。



Q16 現在の公衆電話の設置場所についてどのような印象をお持ちですか。



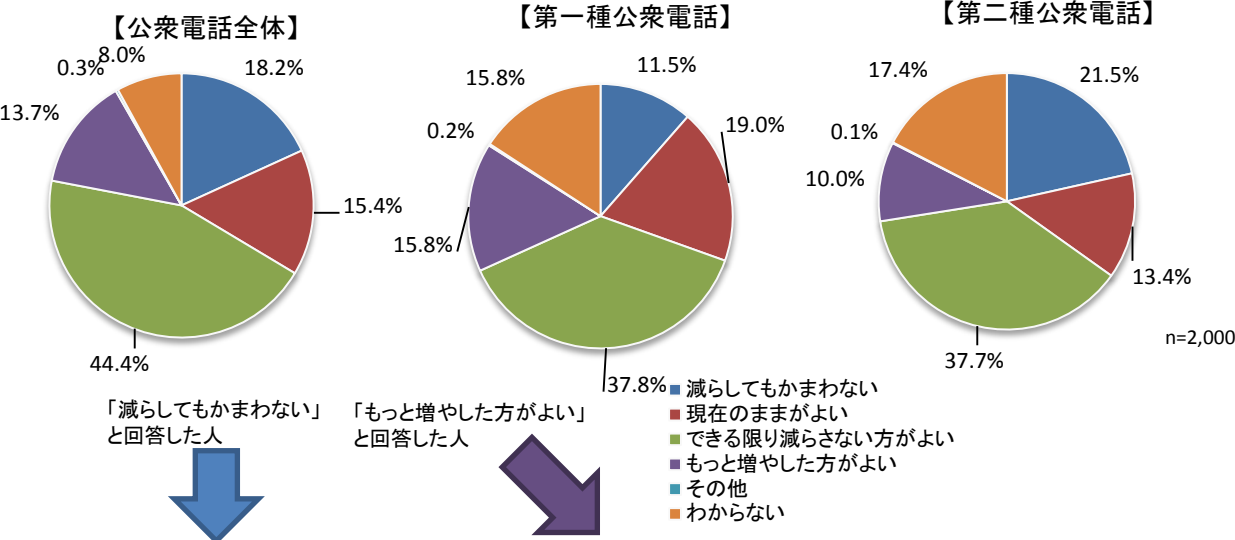
Q17 公衆電話の設置場所を公表することについてどう思いますか。



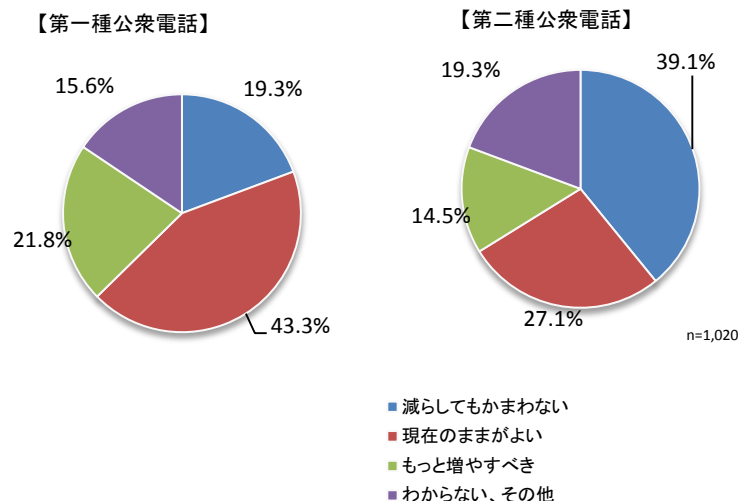
調査結果⑦

- 公衆電話の設置台数については、「できる限り減らさない方がよい」とする者が最も多い。
- 「減らしてもかまわない」とする者は、第一種公衆電話・第二種公衆電話ともに、H22調査に比べ、減少。

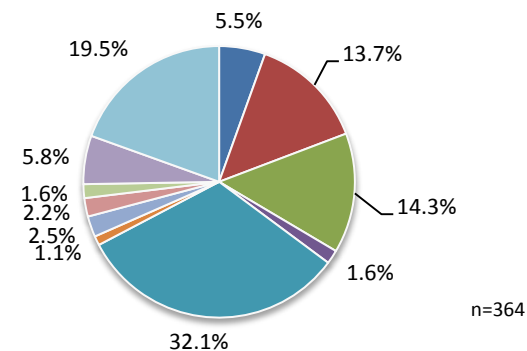
Q18 今後の公衆電話の設置台数についてどう思いますか。お考えに一番近いものをお選びください。



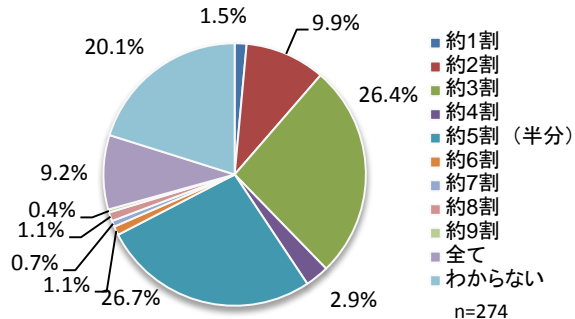
Q 今後の公衆電話の設置台数についてどう思いますか。お考えに一番近いものをお選びください。



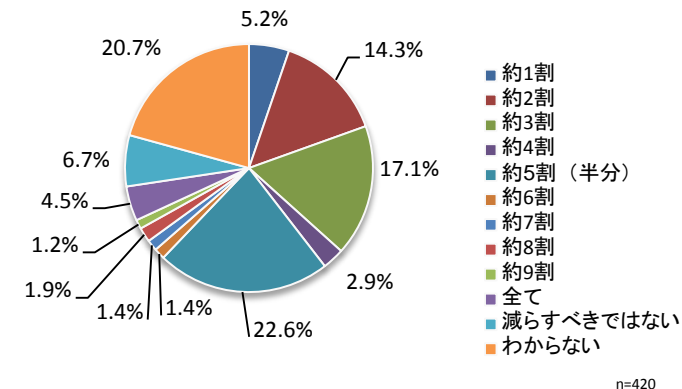
Q19 公衆電話の設置台数(第一種と第二種の合計)について、現状からどの程度であれば減らしてもかまわないと思いますか。



Q20 公衆電話の設置台数(第一種と第二種の合計)について、現状からどの程度増やした方がよいと思いますか。



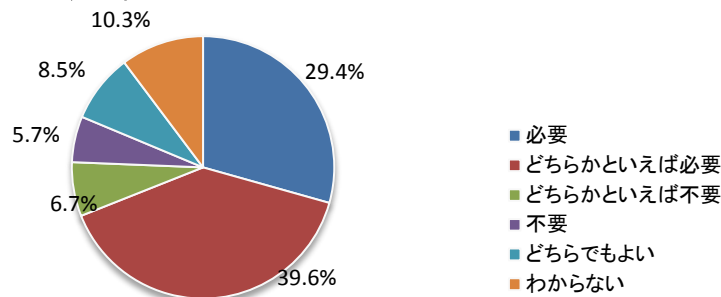
Q 公衆電話の設置台数(第一種と第二種の合計)について、現状からどの程度であれば減らしてもかまわないと思いますか。



調査結果⑧

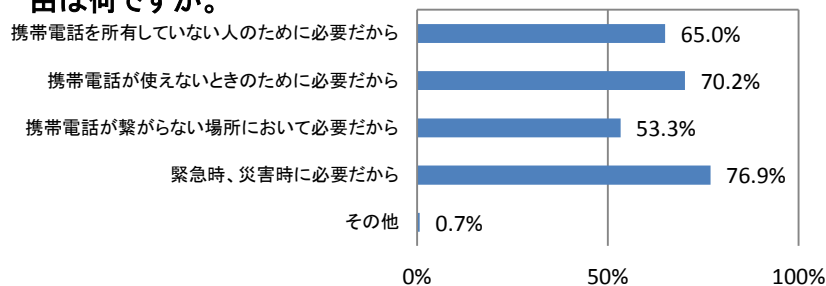
○ 公衆電話をユニバーサルサービスとして維持することについては、「必要」「どちらかといえば必要」が、約7割。

Q21 今後も、公衆電話をユニバーサルサービスとして維持することが必要だと思いますか。



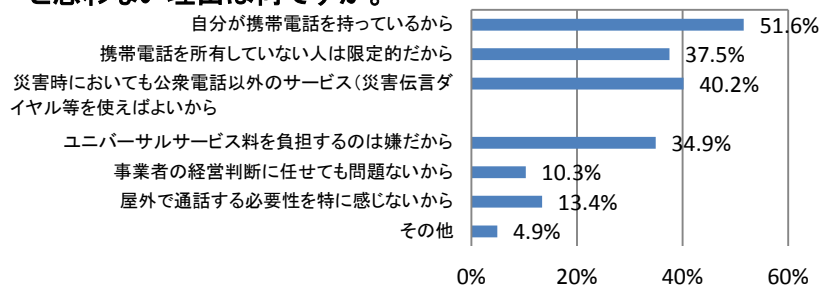
n=2,000

Q22 公衆電話をユニバーサルサービスとすることが必要だと思う理由は何ですか。



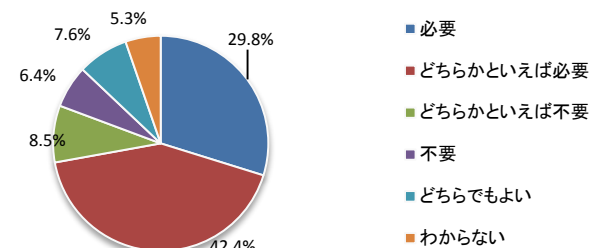
n=1,379

Q23 今後は、公衆電話をユニバーサルサービスとすることが必要だと思わない理由は何ですか。



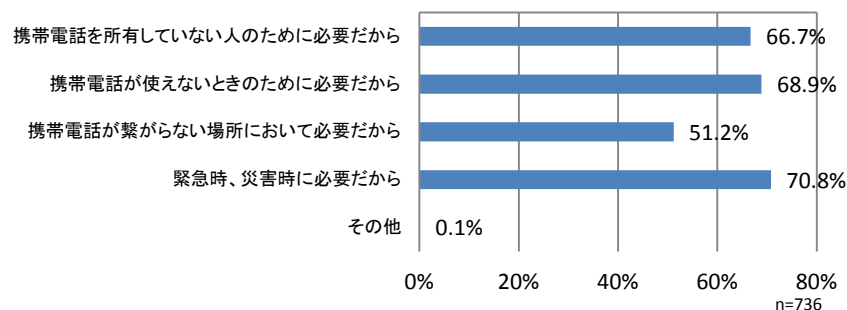
n=247

Q 今後も、公衆電話をユニバーサルサービスとして維持することが必要だと思いますか。



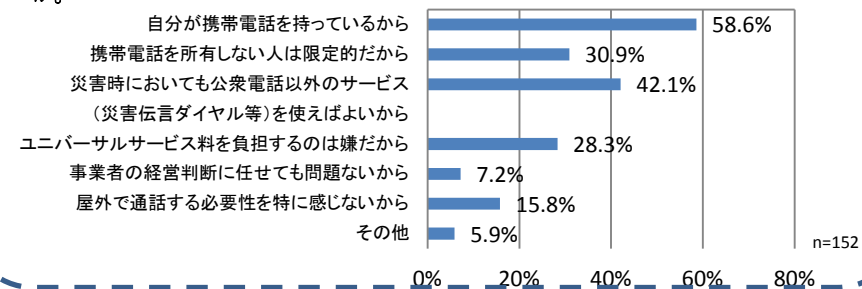
n=1,020

Q 公衆電話をユニバーサルサービスとすることが必要だと思う理由は何ですか。



n=736

Q 今後は、公衆電話をユニバーサルサービスとすることが必要だと思わない理由は何ですか。

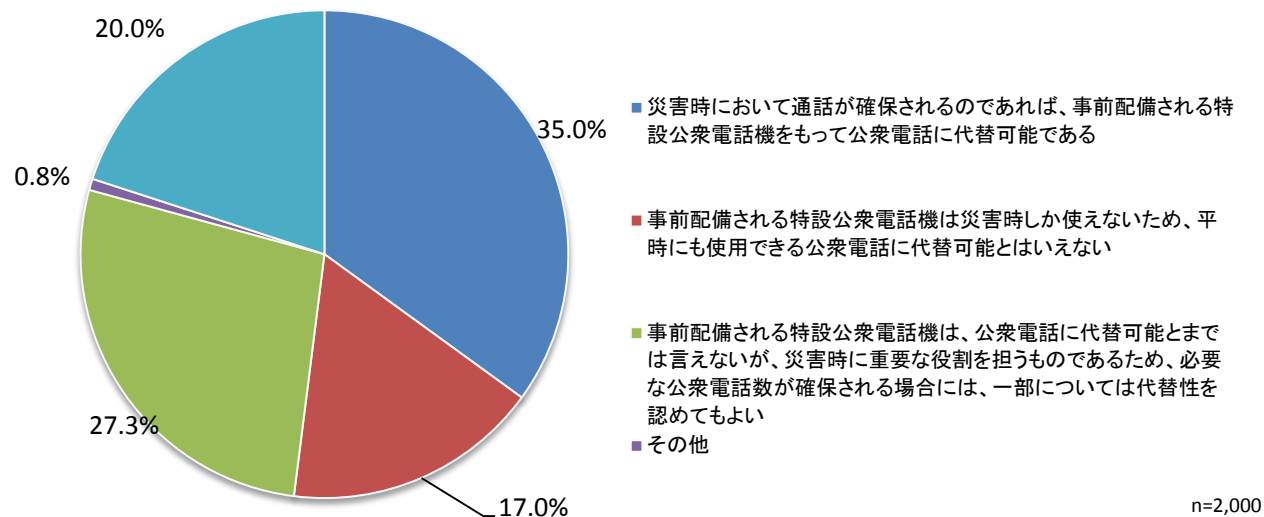


n=152

調査結果⑨

○いわゆる特設公衆電話機の事前配備の拡大と一般の公衆電話の設置との関係については、「代替可能である」が35.0%、「代替可能とはいえない」が17.0%、「一部については代替性を認めてもよい」が27.3%。

Q24 特設公衆電話機の事前配備が今後拡大される場合、一般の公衆電話の設置との関係について、どのように考えますか。お考えに一番近いものをお選びください。



3. 被災地6市町村における公衆電話の 利用動向調査結果

1 調査期間

平成23年10月19日～

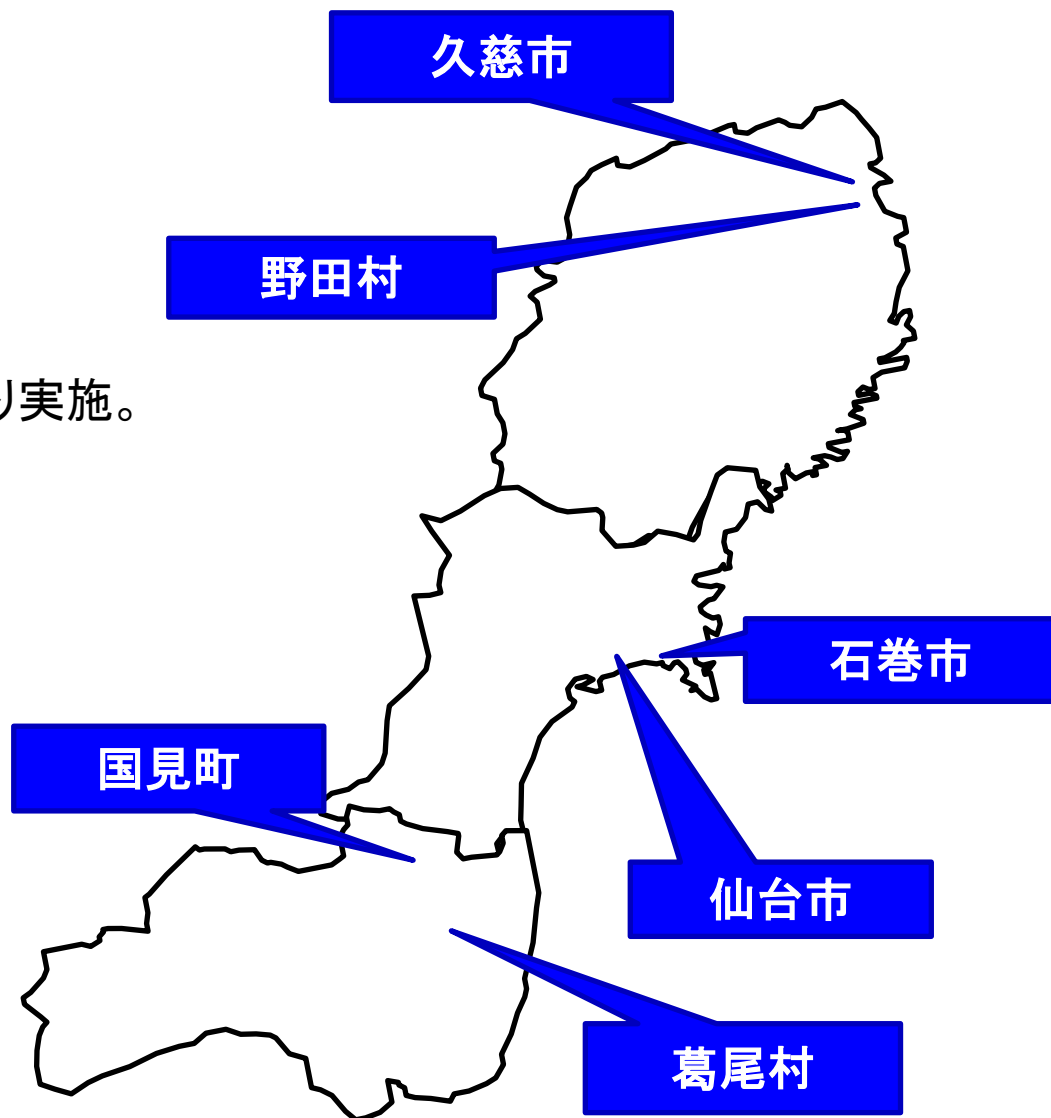
2 調査方法

調査票を送付して回答を得る方法により実施。

3 調査対象地域

東北地域6市町村

- ・ 岩手県：久慈市、野田村
- ・ 宮城県：仙台市、石巻市
- ・ 福島県：国見町、葛尾村



調査対象市町村の概要

		人口	面積	地域防災計画における公衆電話への言及の有無	特設公衆(事前配備)の設置の有無	東日本大震災後の避難所への特設公衆の設置の有無	常設の公衆電話の設置状況(H22年度末)
岩手県	久慈市	36,540人 (H23年9月)	623.14 km ²	×	○	○	97台
	野田村	4,448人 (H23年9月)	80.84 km ²	×	×	○	7台
宮城県	仙台市	1,048,792人 (H23年9月)	785.85 km ²	○	×	○	1,887台
	石巻市	151,136人 (H23年9月)	555.78 km ²	○	○	○	223台
福島県	国見町	9,992人 (H23年8月)	37.90 km ²	×	×	×	29台
	葛尾村	1,484人 (H23年8月)	84.23 km ²	×	×	×	3台

災害等緊急時における公衆電話の位置づけについて

- 災害等緊急時における通信手段の確保という観点から、公衆電話に対して特別の対応をしていますか。(久慈市、野田村、国見町、葛尾村)
- 地域防災計画において「特設公衆電話の設置」として「被災地の主要場所に特設公衆電話を設置する」「市指定の避難所に特設公衆電話を設置する」と記載されていますが、このほかに災害等緊急時における通信手段の確保という観点から、公衆電話に関して特別の対応をしていますか。(石巻市)
- 地域防災計画において、避難所の連絡体制の確保として「臨時の公衆電話の設置」、または停電時の応急措置として「公衆電話の無料化を行う」と記載されていますが、このほかに災害等緊急時における通信手段の確保という観点から、公衆電話に対して特別な対応をしていますか。(仙台市)

回答	市町村名	具体的内容
特別の対応をしている。	葛尾村	緊急時等の通信手段の確保のため、公衆電話が撤去されないように留意している。
特別の対応はしていない。	久慈市 野田村 仙台市 国見町	—
地域防災計画以外では特別の対応はしていない。	石巻市	—

いわゆる特設公衆電話の事前配備について

➤ いわゆる特設公衆電話の事前配備を行っていないのはどのような理由でしょうか。

回答	市町村名	具体的内容
いわゆる特設公衆電話の事前配備を知らない。	野田村 仙台市 国見町 葛尾村	—
いわゆる特設公衆電話の存在は知っていたが、NTT東日本から提案を受けない。	該当なし	—
事前配備に相当の費用が必要であった。	該当なし	—
その他	国見町	国見町地域防災計画においては、災害時には防災無線を活用することとし、防災無線が使用できない場合は、警察無線と消防無線の使用を要請することとしていたため。
	仙台市	災害ボランティアセンター設置予定箇所にこうした意味を持つ電話の設置を検討したことがあるが、建物内の配線の費用負担が必要となったことや、NTT側からこうした回線の平時からの維持には基本料金が必要と説明を受けており、本市として断念した経緯がある。したがって、学校等避難所においてもこのような災害ボランティアセンターの事情と同様だろうと考えられ、特設公衆電話は災害が発生後に、NTTの対応を待つ必要があると考えていた。

東日本大震災における公衆電話の活用について①

- 災害時における通信手段には、一般に携帯電話、固定電話、公衆電話等があります。これらのうち、東日本大震災の際に、公衆電話が、公的機関又は地域住民の通信手段として、活用された場合はあったでしょうか。(常設の公衆電話・いわゆる特設公衆電話の別に)

回答	市町村名	具体的内容
常設の公衆電話が積極的に活用されていた場面があった。	久慈市	避難所にある公衆電話が無料になったことから、携帯電話をもっていない高齢者を中心に、利用されていた。
	仙台市	固定電話や携帯電話がつながり始める14日以前において、利用者が行列が作る光景が見られた。ただし、12日以降使用できない公衆電話も発生し始めた。
	石巻市	・震災直後、利用者が行列になるほど利用されていた。 ・携帯電話がつながらないため、代替手段として活用されていた。
	国見町	携帯電話や一般回線よりつながりやすいことから、遠方の親戚等への安否確認に活用されていた。
	葛尾村	村内が光電話化していたため、今回の震災により電話及び携帯等の使用ができなくなったが、公衆電話のみ利用が可能だったため、活用件数が多かった。
いわゆる特設公衆電話が積極的に活用されていた場面があった。	野田村	固定電話、携帯電話ともに不通であったため、避難所などにおける住民の通信手段として積極的に利用されていた。
	仙台市	無料ということもあり、避難所において利用されていた。しかし、14日以降固定電話や携帯電話がつながり始めた状態で、15日から設置が開始されたため、行列ができるほどの活用はされていないと思われる。
	石巻市	・避難所において、家族の安否確認等に利用されていた。 ・携帯電話がつながらないため、代替手段として活用されていた。
	葛尾村	避難所で住民の通信手段として利用されていた。

東日本大震災における公衆電話の活用について②

- 公衆電話は、災害時優先電話であるため通信規制時でもつながりやすい、電話局から給電がされるため停電時でも使えるというメリットがありますが、東日本大震災の際に、こうしたメリットが活かされていた場面があったのでしょうか。

回答	市町村名	具体的内容
震災当日に加入電話がつながりにくい時間でもつながりやすく、通信規制時でもつながりやすいというメリットが活かされていた。	野田村、石巻市 国見町、葛尾村	—
公衆電話が設置されている地域が停電の時でも使用でき、電話局から給電がされるため停電時でも使えるというメリットが活かされていた。	久慈市、野田村 石巻市、国見町	—
メリットが活かされていた場面はなかった。	該当なし	—
その他	仙台市	公衆電話が災害時優先電話であり、電話局からの給電により停電時でも使用できるとされているが、12日以降、使えない公衆電話が相当数存在していた。

東日本大震災を踏まえた災害等緊急時における公衆電話の在り方について

- 東日本大震災を踏まえ、公衆電話(常設の公衆電話・いわゆる特設公衆電話)が災害等緊急時に有効な通信手段として機能するためのご意見、お気づきの点があればお聞かせください。

回答	市町村名	具体的内容
意見	久慈市	公衆電話は有線なので、その有線が被災すると結局使用することができない。また、電力が回復すると、ほとんどの方が携帯電話の利用になる。そのため、災害緊急時の通信手段の一つとして公衆電話は必要だが、それと同時に災害時にも強い無線設備の充実も検討する必要がある。
	仙台市	いわゆる特設の公衆電話については、都内のセブンイレブンに設置した話のように有効性も話題性もあるものと認識しているが、一方で設置施設内の工事については、責任分担が曖昧、または施設側の負担が求められるなど、対応が円滑に進まない要因も存在する。特設公衆電話の考え方は、災害時に有効であると思われることから、その実施にあたり、ユニバーサルサービスの一環として障害となる部分への資金面の負担などを行うことにより、導入への障害をなくすことが必要。このような対応がなされれば、各市町村への地域防災計画内で、特設公衆電話の対応を書き込みやすくなるものとする。
	葛尾村	緊急時に於いて、他の通信手段がなくなっていく中でも最後まで通信ができた。
気づきの点	久慈市	停電時でも使用できるという事を知らない人が多いと感じた、災害が発生すると、その利用についてのアナウンスもできないので、事前に周知しておく必要がある。
	野田村	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話については、採算性を理由として設置数が激減しているようだが非常時に活用するため、最小限の設置は必要であると感じた。 ・自治体や施設管理者の負担がないのであれば、避難所や公共施設へ特設公衆電話の事前配備について検討することも重要と思われる。 ・多種多様な災害を想定し、多重的な通信環境整備をするべきである。
	国見町	今回の震災で、公衆電話が被災地から被災地外への連絡を行うための重要な手段であることを再認識した。特に被災地では、一般回線が不通となった場合、災害用伝言ダイヤルへの登録すら困難。(停電が続き、携帯電話の充電が困難な場合、携帯電話からのメール等の送受信も困難)このような場合に公衆電話の有効性が発揮された。しかし、公衆電話の特性上、電話をかけることができても、受けることができないため、双方向の連絡手段ではないので、公衆電話の機能を補完する通信手段の確保も必要と感じた。
	葛尾村	公衆電話施設自体に大容量のバッテリーと回線切断時に衛星回線に切り替わり衛星電話として使える機能があれば、停電や回線途絶時でも、公衆電話施設のみ無事であれば通信の確保ができるのでは。